

本件全体の概要

. 目的

証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律 65 号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律 66 号）[並びに信託法（平成 18 年法律 108 号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律 109 号）]の施行に伴い、関係政令・内閣府令等について、所要の整備等を行う。

. 施行時期

証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律 65 号）の施行の日（同法の公布の日（平成 18 年 6 月 14 日）から起算して 1 年 6 月を超えない範囲において政令で定める日）から施行する。

具体的には、平成 19 年 9 月頃を予定。

. 本件で公表する政令案

（注）下記政令案により改正・廃止する政令の一覧は、[別紙 2]を参照。

証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）

「証券取引法施行令」「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」をはじめとする 32 本の関係政令の改正案。（あわせて、4 本の政令を廃止。）

概要は [別紙 3 - 1] 具体的内容は [別紙 3 - 2] を参照。

. 本件で公表する内閣府令案

（注）下記内閣府令案により改正・廃止する内閣府令の一覧は、[別紙 2]を参照。

1. 金融商品取引業等に関する内閣府令案（仮称）【新設】

金融商品取引法 3 章（金融商品取引業者等）・3 章の 2（金融商品仲介業者）

の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令案。(あわせて、8本の内閣府令を廃止し、1本の内閣府令を改正。)

概要は [別紙 4 - 1]、具体的内容は [別紙 4 - 2] を参照。

2. 金融商品取引業協会に関する内閣府令案(仮称)【新設】

金融商品取引法 4 章(金融商品取引業協会)の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令案。(あわせて、2本の内閣府令を廃止。)

概要は [別紙 5 - 1]、具体的内容は [別紙 5 - 2] を参照。

3. 金融商品取引所等に関する内閣府令案(仮称)【新設】

金融商品取引法 5 章(金融商品取引所)・5章の2(外国金融商品取引所)の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令案。(あわせて、3本の内閣府令を廃止。)

概要は [別紙 6 - 1]、具体的内容は [別紙 6 - 2] を参照。

4. 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令案(仮称)【新設】

金融商品取引法 6 章(有価証券の取引等に関する規制)の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令案。(あわせて、7本の内閣府令を廃止。)

概要は [別紙 7 - 1]、具体的内容は [別紙 7 - 2] を参照。

5. 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案(仮称)

「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」をはじめとする、証券取引法(金融商品取引法)関係の6本の内閣府令の改正案。(あわせて、3本の内閣府令を廃止。)

概要は [別紙 8 - 1]、具体的内容は [別紙 8 - 2] を参照。

6. 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案(仮称)

「企業内容等の開示に関する内閣府令」をはじめとする、証券取引法(金融商品取引法)の開示制度関係の4本の内閣府令の改正案。(あわせて、1本の内閣府令を廃止。)

概要は [別紙 9 - 1]、具体的内容は [別紙 9 - 2] を参照。

7. 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令案(仮称)

「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」及び「資産の流動化に関する法律施行規則」をはじめとする、投資信託及び投資法人に関する法律及び資産の

流動化に関する法律関係の 10 本の内閣府令の改正案。

概要は [別紙 10 - 1]、具体的内容は [別紙 10 - 2] を参照。

8 . 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令案 (仮称)

「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則」をはじめとする 5 本の内閣府令の廃止案。

概要は [別紙 11 - 1]、具体的内容は [別紙 11 - 2] を参照。

9 . 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案 (仮称)

「銀行法施行規則」、「保険業法施行規則」及び「信託業法施行規則」をはじめとする 14 本の内閣府令の改正案。

概要は [別紙 12 - 1]、具体的内容は [別紙 12 - 2] を参照。

. 本件で公表する共管命令案

(注) 下記共管命令案により改正・廃止する共管命令の一覧は、[別紙 2] を参照。

1 . 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案 (仮称)

1 本の内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省共管命令の改正案。

概要は [別紙 13 - 1]、具体的内容は [別紙 13 - 2] を参照。

2 . 金融商品取引業者営業保証金規則案 (仮称) 【新設】

金融商品取引法 31 条の 2 (営業保証金) の規定の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府・法務省共管命令案。

概要は [別紙 14 - 1]、具体的内容は [別紙 14 - 2] を参照。

3 . 投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令案 (仮称)

2 本の内閣府・法務省共管命令を廃止するとともに、営業保証金の取戻しの手続に係る事項を定めるための命令案。(あわせて、1 本の命令を廃止。)

概要は [別紙 15 - 1]、具体的内容は [別紙 15 - 2] を参照。

4 . 疑わしい取引の届出の方法等に関する命令等の一部を改正する命令案 (仮称)

3本の内閣府・法務省共管命令の改正案。

概要は [別紙 16 - 1]、具体的内容は [別紙 16 - 2] を参照。

5 . 特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令案 (仮称)

1本の内閣府・法務省・財務省共管命令の改正案。

概要は [別紙 17 - 1]、具体的内容は [別紙 17 - 2] を参照。

6 . 投資者保護基金に関する命令等の一部を改正する命令案 (仮称)

「投資者保護基金に関する命令」をはじめとする2本の内閣府・財務省共管命令の改正案。

概要は [別紙 18 - 1]、具体的内容は [別紙 18 - 2] を参照。

7 . 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令案 (仮称)

1本の内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省共管命令の改正案。

概要は [別紙 19 - 1]、具体的内容は [別紙 19 - 2] を参照。

8 . 労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令案 (仮称)

3本の内閣府・厚生労働省共管命令の改正案。

概要は [別紙 20 - 1]、具体的内容は [別紙 20 - 2] を参照。

9 . 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令案 (仮称)

5本の内閣府・農林水産省共管命令の改正案

概要は [別紙 21 - 1]、具体的内容は [別紙 21 - 2] を参照。

10 . 商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する同法第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令案 (仮称) 【新設】

商品投資に関する事業の規制に関する法律第37条において準用する同法30条1項の規定に関する内閣府・農林水産省・経済産業省共管命令案。

概要は [別紙 22 - 1]、具体的内容は [別紙 22 - 2] を参照。

11 . 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令を廃止する命令案 (仮称)

1本の内閣府・農林水産省・経済産業省共管命令の廃止案。

概要は [別紙 23 - 1]、具体的内容は [別紙 23 - 2] を参照。

12. 商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令案（仮称）【新設】

商品投資に係る事業の規制に関する法律第 34 条の規定の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府・経済産業省共管命令案。

概要は [別紙 24 - 1]、具体的内容は [別紙 24 - 2] を参照。

13. 商品投資販売業者の業務に関する命令を廃止する命令案（仮称）

1 本の内閣府・経済産業省共管命令の廃止案。

概要は [別紙 25 - 1]、具体的内容は [別紙 25 - 2] を参照。

14. 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令案（仮称）

1 本の内閣府・国土交通省共管命令の改正案

概要は [別紙 26 - 1]、具体的内容は [別紙 26 - 2] を参照。

・ 本件で公表する政令・内閣府令案等のポイント

（注）各事項の参照条文について、以下の略称を用いる。

- ・ 上記 の政令案による改正後の「金融商品取引法施行令」及び「金融商品の販売等に関する法律施行令」→「金商法施行令案」及び「金販法施行令案」
- ・ 上記 1 の内閣府令案→「金商業等府令案」
- ・ 上記 2 の内閣府令案→「協会府令案」
- ・ 上記 3 の内閣府令案→「取引所府令案」
- ・ 上記 5 の内閣府令案による改正後の「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」→「定義府令案」
- ・ 上記 9 の内閣府令案による改正後の「銀行法施行規則」、「保険業法施行規則」及び「信託業法施行規則」→「銀行法施行規則案」、「保険業法施行規則案」及び「信託業法施行規則案」

1. 金融商品取引法の対象商品・取引の拡大

(1) いわゆる学校債の有価証券指定

学校法人に対する貸付債権であって、有利子かつ在校生の父母等以外の者が取得すること等の要件を満たすものを、対象商品（有価証券）に追加する（金商法施行令案 1 条・1 条の 3 の 2、定義府令案 4 条・8 条）。

(2) 集団投資スキーム持分の定義からの除外

保険・共済契約に基づく権利、各種法人（有限責任中間法人を除く。）への直接の出資・拠出に基づく権利及び弁護士等の業務を出資対象事業とする組合契約に基づく権利等は、形式的には金融商品取引法 2 条 2 項 5 号に掲げる権利（いわゆる集団投資スキーム持分）の定義に該当しうるが、他法令により行政の関与が確保されていること等により実質的に規制の必要がないことから、当該定義から除外する（金商法施行令案 1 条の 3、定義府令案 6 条・7 条）。

(3) デリバティブ取引の範囲

保険・共済契約に基づく権利や債務保証契約等は、形式的には店頭デリバティブ取引の定義に該当しうるが、実質的に規制の必要がないことから、当該定義から除外する（金商法施行令案 1 条の 15）。

国民経済計算など各種統計の数値を「金融指標」として追加し、これに基づくデリバティブ取引を規制対象とする（金商法施行令案 1 条の 18）。

いわゆるクレジット・デリバティブ取引の支払事由として追加するものを定める（金商法施行令案 1 条の 13・1 条の 14、定義府令案 20 条・21 条）。

2．対象業務の横断化・業務内容に応じた参入規制の柔軟化

(1) 金融商品取引業の定義からの除外

国、地方公共団体及び日本銀行等が行う行為やプロ顧客のみを相手方とする店頭デリバティブ取引等は、形式的には金融商品取引業に該当しうるが、実質的には規制を及ぼさなくとも投資者保護に支障がないことから、金融商品取引業の定義から除外する（金商法施行令案 1 条の 8 の 3、定義府令案 16 条）。

(2) 登録拒否要件（人的構成要件）の審査基準

金融商品取引業の登録拒否要件（業務を適格に遂行するに足りる人的構成を有しない者）の審査基準として、役員・使用人の資質に係る要件を定めるほか、特定の業務について、当該審査基準を明確化する（金商業等府令案 13 条等）。

(3) 最低資本金・営業保証金の要件

第一種金融商品取引業を行う者の最低資本金要件を原則 5,000 万円とするなど、業務の種別に応じた最低資本金要件や営業保証金供託義務等を整備する（金商法施行令案 15 条の 7・15 条の 12）。

3．集団投資スキームの自己募集・自己運用に関する規制の整備

(1) 自己運用に係る運用権限の全部の外部委託

主として有価証券等への投資運用を行う集団投資スキーム（ファンド）の運営者は、自己運用（金融商品取引法 2 条 8 項 15 号）を行う者として金融商品取引法の規制対象となりうるが、運用権限の全部を金融商品取引業者等に委託する場合は、一定の要件の下で、当該運営者の行う業務を金融商品取引業の定義から除外する（定義府令案 16 条）。

(2) 適格機関投資家等特例業務の特例

集団投資スキーム持分の私募又は自己運用を行う者に適格機関投資家等特例業務の特例を適用する場合の要件は、当該集団投資スキームの出資者に 1 名以上の適格機関投資家があり、適格機関投資家以外の者（一般投資家）が 49 名以下である場合とする（金商法施行令案 17 条の 12）。

ある集団投資スキーム（子ファンド）の出資者に一般投資家から出資を受けた他の集団投資スキーム（親ファンド）の運営者等がいる場合（ファンド・オブ・ファンズ）は、の要件の潜脱が生じないように、原則として子ファンドの運営者には適格機関投資家等特例業務の特例を適用しない。ただし、親ファンドが投資事業有限責任組合（LP S）又は有限責任事業組合（LL P）である等の場合は、親ファンド及び子ファンドの出資者を合計しての人数要件が満たされれば、子ファンドの運営者に適格機関投資家等特例業務の特例の適用を認める（金商業等府令案 242 条）。

4. 業者が遵守すべき行為規則の整備

(1) 広告等の規制

広告のほか、郵便、信書便、ファクシミリ送信、電子メール送信又はビラ・パンフレットの配布等、多数の者に同様の内容で行う情報提供を規制対象とする（金商業等府令案 75 条）。

広告等の表示方法として、明瞭・正確に表示し、特にリスク情報は最大の文字・数字と著しく異ならない大きさで表示する旨を定める（金商業等府令案 76 条）。

広告等の表示事項として、手数料等の情報、リスク情報（リスクがある旨、原因となる指標及び理由）及び重要な事項について顧客の不利益となる事実等を追加する（金商法施行令案 16 条、金商業等府令案 77 条・79 条）。

(2) 契約締結前の書面交付義務

書面の記載方法として、特に重要な事項を最初に平易に記載し、次にリスク情報等を 12 ポイント以上で明瞭・正確に枠内に記載し、他の事項も 8 ポイント以上で明瞭・正確に記載する旨を定める（金商業等府令案 81 条）。

顧客が上場有価証券等に係る契約を締結する場合であって、1 年以内に当該取

引に係るリスク情報等を記載した上場有価証券等書面を交付している場合等には、契約締結前交付書面の交付を要しないこととする（金商業等府令案 82 条）。

書面の記載事項について、取引類型ごとにきめ細かく追加する（金商業等府令案 84 条～98 条）。

(3) 契約締結時等の書面交付義務

取引残高報告書等の作成・交付義務を定める（金商業等府令案 100 条）。

書面の記載事項について、取引類型ごとにきめ細かく定める（金商業等府令案 101 条～116 条）。

契約締結時交付書面や取引残高報告書等の交付を要しない場合を定める（金商業等府令案 117 条～119 条）。

(4) 各種禁止行為

不招請勧誘の禁止規定は店頭金融先物取引に、勧誘受諾意思不確認勧誘及び再勧誘の禁止規定は金融先物取引に、それぞれ適用することとする（金商法施行令案 16 条の 4）。

販売・勧誘局面の禁止行為として、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面の交付に際して、リスク情報等について顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと等を追加する（金商業等府令案 124 条）。

(5) 損失補てん等の禁止

損失補てんの事故確認不要の場合として、新たに、認定投資者保護団体、弁護士会仲裁センター及び国民生活センター等のあっせんによる和解並びに一定の要件の下で弁護士が顧客を代理して行う和解（140 万円以下のものに限る。）を定める（金商業等府令案 126 条）。

5. 顧客の属性に応じた行為規制の柔軟化

(1) 「一般投資家へ移行可能な特定投資家」の範囲

「一般投資家へ移行可能な特定投資家」の範囲は、地方公共団体、政府系機関、上場会社、資本金の額が 5 億円以上の株式会社等とする（定義府令案 23 条）。

(2) 「特定投資家へ移行可能な個人」の要件

「特定投資家へ移行可能な個人」の要件は、当該個人が組合等の運営者である場合は、その出資総額が 3 億円以上であり、かつ、全構成員から移行について同意を得ていることとする（金商業等府令案 64 条）。

以外の場合における「特定投資家へ移行可能な個人」の要件は、取引の状況

等から合理的に判断して純資産額及び投資性のある金融資産が3億円以上と見込まれ、かつ、最初の契約を締結してから1年を経過していることとする（金商業等府令案65条）。

(3) 特定投資家と一般投資家との間の移行の手続

移行の申出等の単位となる「契約の種類」は、有価証券関係、デリバティブ取引関係、投資顧問契約関係及び投資一任契約関係の4種類とする（金商業等府令案56条）。

移行の有効期間は原則として1年であるが、特例として、金融商品取引業者等が定める一定の日を期限日とするための要件を定める（金商業等府令案57条等）。

6. 投資性の強い預金・保険・信託に対する規制の横断化

(1) 「投資性の強い預金・保険・信託」の具体的範囲

金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用されることとなる「投資性の強い預金等（「特定預金等」等）」の範囲は、デリバティブ預金、外貨預金及び通貨オプション組入型預金とする（銀行法施行規則案14条の11の4）。

金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用されることとなる「投資性の強い保険等（「特定保険契約」等）」の範囲は、変額保険・年金、解約返戻金変動型保険・年金及び外貨建て保険・年金とする（保険業法施行規則案234条の2）。

金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用される「投資性の強い信託」（「特定信託契約」）の範囲は、一定の信託（公益信託、元本補てん型信託等、管理型信託及び物・権利の管理・処分信託）以外の信託に係る信託契約とする（信託業法施行規則案30条の2）。

(2) 金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールの整備

デリバティブ預金に関する広告等への表示事項及び契約締結前交付書面の記載事項として、「銀行が預入期間を延長する権利を行使した場合に、当該預金の金利が市場金利を下回ることにより、顧客に不利になるおそれがある旨」を追加する（銀行法施行規則案14条の11の20・14条の11の26）。

特定保険契約に係る契約締結前の書面交付義務について、現行の監督指針で規定されている「契約概要」「注意喚起情報」等との関係を踏まえて記載事項等を整理する（保険業法施行規則案234条の23）。

7. 利用者保護のためのその他の制度整備関係

(1) 認定投資者保護団体制度の整備

認定投資者保護団体の対象事業者として、業態を越えて、投資性の強い金融商品を取り扱う業者を幅広く指定する（金商法施行令案 18 条の 4 の 3、協会府令案 30 条）。

(2) 金融商品販売法の拡充

金融商品の販売等に関する法律の対象取引に、海外商品デリバティブ取引を追加する（金販法施行令案 5 条）。

金融商品販売業者等の説明義務の対象となる顧客から、特定投資家を除外する（金販法施行令案 8 条）。

8 . 取引所の自主規制業務の適正な運営の確保関係

(1) 自主規制業務の範囲

取引所の自主規制業務として、金融商品取引法で法定されている上場・上場廃止に関する業務及び会員等の法令等遵守状況の調査のほか、売買審査（リアルタイム監視を除く。）会員等の資格審査、会員等の処分業務及び開示情報の審査・上場会社の処分業務並びにこれらの業務に関する業務規程等の規則（上場・上場廃止基準等を除く。）の作成・変更・廃止等を追加する（取引所府令案 7 条）。

(2) 取引所の主要株主規制

認可を受けて株式会社金融商品取引所の議決権の 20%以上 50%以下を取得・保有できる者は、地方公共団体とする（金商法施行令案 19 条の 3 の 3）。

9 . 有価証券の性質・流動性に応じた開示規制の整備関係

(1) 上場会社の開示規制の充実

四半期報告制度、内部統制報告制度及び有価証券報告書の記載内容に係る確認書制度の対象は、株券の上場会社（優先出資証券を上場する協同組織金融機関を含む。）とする（金商法施行令案 4 条の 2 の 5・4 条の 2 の 7・4 条の 2 の 10）。

四半期報告書の提出期限は、各期間（第 4 四半期を除く。）経過後 45 日以内とする。ただし、銀行・保険会社の第 2 四半期報告書については、当該期間経過後 60 日以内とする（金商法施行令案 4 条の 2 の 10）。

(2) 集団投資スキーム持分等に係る開示規制

有価証券とみなされる金融商品取引法 2 条 2 項各号の権利（信託受益権、持分会社の社員権、集団投資スキーム持分等）は原則として開示規制は適用されないが、出資総額の 50%を超える額を有価証券に投資する事業を行う場合については、

開示規制を適用する（金商法施行令案 2 条の 9 ～ 2 条の 11）。

みなし有価証券の取得の勧誘等により、500 名以上の者が当該有価証券を取得することとなる場合は、有価証券の募集・売出しに該当するものとする（金商法施行令案 1 条の 7 の 2 ・ 1 条の 8 の 2 ）。

10. 適格機関投資家の範囲拡大

会社が適格機関投資家となるための要件について、有価証券報告書提出の要件を撤廃し、有価証券残高基準を 100 億円から 10 億円に引き下げる。その他の法人や個人についても、同様の要件の下で対象とする。また、運用型信託会社のうち当局に届出を行った者を対象に加える（定義府令案 10 条）。

信用協同組合については、当局に届出を行ったものに限ることとする（定義府令案 10 条）。

本件で公表する政令案・内閣府令案等により
改正・廃止する政令・内閣府令等の一覧

・本件で公表する案により改正・廃止する法令数

	改正する法令	廃止する法令
・本件で公表する政令案： 1	32	4
・本件で公表する内閣府令案： 9（新設4）	35	29
・本件で公表する共管命令案： 14（新設3）	17	5

・本件で公表する政令案により改正・廃止する政令の一覧

1 .証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）

（概要は [別紙 3 - 1] 具体的内容は [別紙 3 - 2] を参照。）

改 正	<ul style="list-style-type: none"> 1 .証券取引法施行令（昭和 40 年政令 321 号） 2 .投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号） 3 .中小企業等協同組合法施行令（昭和 33 年政令 43 号） 4 .農業協同組合法施行令（昭和 37 年政令 271 号） 5 .信用金庫法施行令（昭和 43 年政令 142 号） 6 .銀行法施行令（昭和 57 年政令 40 号） 7 .長期信用銀行法施行令（昭和 57 年政令 42 号） 8 .協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和 57 年政令 44 号） 9 .労働金庫法施行令（昭和 57 年政令 46 号） 10 .金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成 5 年政令 31 号） 11 .水産業協同組合法施行令（平成 5 年政令 328 号） 12 .保険業法施行令（平成 7 年政令 425 号） 13 .農林中央金庫法施行令（平成 13 年政令 285 号） 14 .信託業法施行令（平成 16 年政令 427 号） 15 .国民生活金融公庫法施行令（昭和 24 年政令 121 号） 16 .国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号） 17 .勤労者財産形成促進法施行令（昭和 46 年政令 332 号） 18 .外国為替令（昭和 55 年政令 260 号）
--------	---

	<p>19. 対内直接投資等に関する政令（昭和 55 年政令 261 号）</p> <p>20. 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成 4 年政令 45 号）</p> <p>21. 日本銀行法施行令（平成 9 年政令 385 号）</p> <p>22. 債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成 11 年政令 14 号）</p> <p>23. 国際協力銀行法施行令（平成 11 年政令 266 号）</p> <p>24. 日本政策投資銀行法施行令（平成 11 年政令 271 号）</p> <p>25. 疑わしい取引の届出に関する政令（平成 11 年政令 389 号）</p> <p>26. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令（平成 11 年政令 403 号）</p> <p>27. 財政融資資金法施行令（平成 12 年政令 360 号）</p> <p>28. 資産の流動化に関する法律施行令（平成 12 年政令 479 号）</p> <p>29. 金融商品の販売等に関する法律施行令（平成 12 年政令 484 号）</p> <p>30. 確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令 248 号）</p> <p>31. 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成 14 年政令 261 号）</p> <p>32. 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する政令（平成 17 年政令 199 号）</p>
廃止	<p>1. 外国証券業者に関する法律施行令（昭和 46 年政令 267 号）</p> <p>2. 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和 61 年政令 333 号）</p> <p>3. 抵当証券業の規制等に関する法律施行令（昭和 63 年政令 196 号）</p> <p>4. 金融先物取引法施行令（平成元年政令 53 号）</p>

・ 本件で公表する内閣府令案により改正・廃止する内閣府令の一覧

<p>1. 金融商品取引業等に関する内閣府令案（仮称）【新設】</p> <p>（概要は [別紙 4 - 1] 具体的内容は [別紙 4 - 2] を参照。）</p>	
改正	<p>1. 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する内閣府令（平成 17 年内閣府令 72 号）</p>
廃止	<p>1. 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和 40 年大蔵省令 60 号）</p> <p>2. 証券業協会の外務員登録事務等に関する内閣府令（平成 10 年総理府・大蔵省令 5 号）</p> <p>3. 証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価</p>

	証券を定める内閣府令（平成 10 年総理府・大蔵省令 12 号）
	4．証券会社に関する内閣府令（平成 10 年総理府・大蔵省令 32 号）
	5．金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成 10 年総理府・大蔵省令 35 号）
	6．証券会社の分別保管に関する内閣府令（平成 10 年総理府・大蔵省令 36 号）
	7．証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成 13 年内閣府令 23 号）
	8．証券仲介業者に関する内閣府令（平成 16 年内閣府令 1 号）

2．金融商品取引業協会に関する内閣府令案（仮称）【新設】 （概要は [別紙 5 - 1] 具体的内容は [別紙 5 - 2] を参照。）	
廃止	1．店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令（平成 4 年大蔵省令 44 号） 2．取扱有価証券に関する内閣府令（平成 17 年内閣府令 7 号）

3．金融商品取引所等に関する内閣府令案（仮称）【新設】 （概要は [別紙 6 - 1] 具体的内容は [別紙 6 - 2] を参照。）	
廃止	1．証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令（昭和 28 年大蔵省令 76 号） 2．証券先物取引等に関する内閣府令（昭和 60 年大蔵省令 50 号） 3．外国証券取引所に関する内閣府令（平成 16 年内閣府令 2 号）

4．有価証券の取引等の規制に関する内閣府令案（仮称）【新設】 （概要は [別紙 7 - 1] 具体的内容は [別紙 7 - 2] を参照。）	
廃止	1．安定操作取引の届出等に関する内閣府令（昭和 46 年大蔵省令 43 号） 2．上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令（昭和 63 年大蔵省令 40 号） 3．会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令（平成元年大蔵省令 10 号） 4．証券取引法第六十一条の規定により過大な数量の売買を制限する内閣府令（平成 3 年大蔵省令 56 号） 5．有価証券の空売りに関する内閣府令（平成 4 年大蔵省令 50 号） 6．証券取引法第七十条及び第七十一条に規定する有価証券等に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令 16 号） 7．上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令（平成 13 年内閣府令 72 号）

5．証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案（仮称） （概要は [別紙 8 - 1] 具体的内容は [別紙 8 - 2] を参照。）	
---	--

改正	<ul style="list-style-type: none"> 1．証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令14号） 2．証券取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和28年大蔵省令75号） 3．証券金融会社に関する内閣府令（昭和30年大蔵省令45号） 4．証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成4年大蔵省令68号） 5．証券取引清算機関等に関する内閣府令（平成14年内閣府令76号） 6．証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続に関する内閣府令（平成17年内閣府令17号）
廃止	<ul style="list-style-type: none"> 1．証券取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（平成2年大蔵省令35号） 2．証券取引法第七十九条の三及び第百十六条に規定する最終の価格がない場合にこれに相当するものを定める内閣府令（平成17年内閣府令8号） 3．証券取引法第百七十二条の二第一項第二号イに規定する市場価額の総額等を定める内閣府令（平成17年内閣府令104号）

6．企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案（仮称）
（概要は〔別紙9-1〕、具体的内容は〔別紙9-2〕を参照。）

改正	<ul style="list-style-type: none"> 1．企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令5号） 2．特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令22号） 3．発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令38号） 4．株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令36号）
廃止	<ul style="list-style-type: none"> 1．証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令（平成5年大蔵省令15号）

7．投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令案（仮称）
（概要は〔別紙10-1〕、具体的内容は〔別紙10-2〕を参照。）

改正	<ul style="list-style-type: none"> 1．投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令129号） 2．投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令133号） 3．投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令47号） 4．投資法人の会計監査に関する規則（平成18年内閣府令48号） 5．資産の流動化に関する法律施行規則（平成12年総理府令128号） 6．資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成12年総理府令130号）
----	---

7 . 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成 12 年総理府令 131 号）
8 . 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令 132 号）
9 . 特定目的会社の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令 44 号）
10 . 特定目的信託の権利者集会等に関する規則（平成 18 年内閣府令 54 号）

8 . 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令案（仮称）

（概要は [別紙 11 - 1] 具体的内容は [別紙 11 - 2] を参照。）

廃止	<ul style="list-style-type: none"> 1 . 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（昭和 61 年大蔵省令 54 号） 2 . 抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和 63 年大蔵省令 35 号） 3 . 金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令 18 号） 4 . 外国証券業者に関する内閣府令（平成 10 年総理府・大蔵省令 37 号） 5 . 金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令（平成 17 年内閣府令 76 号）
----	--

9 . 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案（仮称）

（概要は [別紙 12 - 1] 具体的内容は [別紙 12 - 2] を参照。）

改正	<ul style="list-style-type: none"> 1 . 銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令 10 号） 2 . 長期信用銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令 13 号） 3 . 信用金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省令 15 号） 4 . 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令 16 号） 5 . 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成 5 年大蔵省令 10 号） 6 . 保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令 5 号） 7 . 信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令 107 号） 8 . 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成 4 年大蔵省令 69 号） 9 . 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令 9 号） 10 . 信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令 15 号） 11 . 信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令 16 号） 12 . 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則（平成 10 年総理府・大蔵省令 48 号）
----	--

13. 銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（平成 14 年内閣府令 4 号）
14. 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年内閣府令 21 号）

. 本件で公表する共管命令案により改正・廃止する共管命令の一覧

1. <u>金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（仮称）</u> （概要は [別紙 13 - 1]、具体的内容は [別紙 13 - 2] を参照。）	
---	--

改 正	1. 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成 14 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省 1 号）
--------	--

2. <u>金融商品取引業者営業保証金規則案（仮称）【新設】</u> （概要は [別紙 14 - 1]、具体的内容は [別紙 14 - 2] を参照。）	
（該当なし）	

3. <u>投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令案（仮称）</u> （概要は [別紙 15 - 1]、具体的内容は [別紙 15 - 2] を参照。）	
---	--

廃 止	1. 投資顧問業者営業保証金規則（昭和 61 年法務省・大蔵省令 1 号） 2. 信託受益権販売業者営業保証金規則（平成 16 年内閣府・法務省令 3 号） 3. 外国証券会社営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成 10 年総理府・法務省・大蔵省令 3 号）
--------	--

4. <u>疑わしい取引の届出の方法等に関する命令等の一部を改正する命令案（仮称）</u> （概要は [別紙 16 - 1]、具体的内容は [別紙 16 - 2] を参照。）	
--	--

改 正	1. 疑わしい取引の届出の方法等に関する命令（平成 11 年総理府・法務省令 1 号） 2. 一般振替機関の監督に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省令 1 号） 3. 社債等の振替に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省令 5 号）
--------	--

5. <u>特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令案（仮称）</u> （概要は [別紙 17 - 1]、具体的内容は [別紙 17 - 2] を参照。）	
---	--

改	1. 特別振替機関の監督に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省・財務省令 1
---	--

正 号)

6. 投資者保護基金に関する命令等の一部を改正する命令案(仮称)

(概要は[別紙18-1]、具体的内容は[別紙18-2]を参照。)

- 改正
1. 投資者保護基金に関する命令(平成10年大蔵省令125号)
 2. 銀行等保有株式取得機構に関する命令(平成13年内閣府・財務省令10号)

7. 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令案(仮称)

(概要は[別紙19-1]、具体的内容は[別紙19-2]を参照。)

- 改正
1. 中小企業等協同組合法施行規則(平成19年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令1号)

8. 労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令案(仮称)

(概要は[別紙20-1]、具体的内容は[別紙20-2]を参照。)

- 改正
1. 労働金庫法施行規則(昭和57年大蔵省・労働省令1号)
 2. 労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令(平成6年大蔵省・労働省令1号)
 3. 確定拠出年金運営管理機関に関する命令(平成13年内閣府・厚生労働省令6号)

9. 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令案(仮称)

(概要は[別紙21-1]、具体的内容は[別紙21-2]を参照。)

- 改正
1. 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令1号)
 2. 漁業協同組合等の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令2号)
 3. 農林中央金庫法施行規則(平成13年内閣府・農林水産省令16号)
 4. 農水産業協同組合の優先出資に関する命令(平成6年大蔵省・農林水産省令1号)
 5. 農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令(平成14年内閣府・農林水産省令1号)

10. 商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する同法第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令案(仮称)【新設】

(概要は[別紙22-1]、具体的内容は[別紙22-2]を参照。)

(該当なし)

11. 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令を廃止する命令案(仮称)

(概要は[別紙23-1]、具体的内容は[別紙23-2]を参照)

廃止 1. 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令(平成4年大蔵省・農林水産省・通商産業省令1号)

12. 商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令案(仮称)【新設】

(概要は[別紙24-1]、具体的内容は[別紙24-2]を参照。)

(該当なし)

13. 商品投資販売業者の業務に関する命令を廃止する命令案(仮称)

(概要は[別紙25-1]、具体的内容は[別紙25-2]を参照。)

廃止 1. 商品投資販売業者の業務に関する命令(平成4年大蔵省・通商産業省令1号)

14. 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令案(仮称)

(概要は[別紙26-1]、具体的内容は[別紙26-2]を参照。)

改正 1. 不動産特定共同事業法施行規則(平成7年大蔵省・建設省令2号)

証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を
改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行
に伴う関係政令の整備等に関する政令案（仮称）の概要

. 改正対象

以下の 32 本の政令の一部を改正する。

- 証券取引法施行令（昭和 40 年政令 321 号）
- 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）
- 中小企業等協同組合法施行令（昭和 33 年政令 43 号）
- 農業協同組合法施行令（昭和 37 年政令 271 号）
- 信用金庫法施行令（昭和 43 年政令 142 号）
- 銀行法施行令（昭和 57 年政令 40 号）
- 長期信用銀行法施行令（昭和 57 年政令 42 号）
- 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和 57 年政令 44 号）
- 労働金庫法施行令（昭和 57 年政令 46 号）
- 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成 5 年政令 31 号）
- 水産業協同組合法施行令（平成 5 年政令 328 号）
- 保険業法施行令（平成 7 年政令 425 号）
- 農林中央金庫法施行令（平成 13 年政令 285 号）
- 信託業法施行令（平成 16 年政令 427 号）
- 国民生活金融公庫法施行令（昭和 24 年政令 121 号）
- 国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）
- 勤労者財産形成促進法施行令（昭和 46 年政令 332 号）
- 外国為替令（昭和 55 年政令 260 号）
- 対内直接投資等に関する政令（昭和 55 年政令 261 号）
- 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成 4 年政令 45 号）
- 21 日本銀行法施行令（平成 9 年政令 385 号）
- 22 債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成 11 年政令 14 号）
- 23 国際協力銀行法施行令（平成 11 年政令 266 号）
- 24 日本政策投資銀行法施行令（平成 11 年政令 271 号）
- 25 疑わしい取引の届出に関する政令（平成 11 年政令 389 号）
- 26 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令（平成 11 年政令
403 号）
- 27 財政融資資金法施行令（平成 12 年政令 360 号）
- 28 資産の流動化に関する法律施行令（平成 12 年政令 479 号）

- 29 金融商品の販売等に関する法律施行令（平成 12 年政令 484 号）
- 30 確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令 248 号）
- 31 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成 14 年政令 261 号）
- 32 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する政令（平成 17 年政令 199 号）

．証券取引法施行令の一部改正（1 条）

1．題名

題名を「金融商品取引法施行令」とする。

2．有価証券の定義

金融商品取引法 2 条 1 項の有価証券として、学校法人等が行う割当てにより発生する当該学校法人等を債務者とする金銭債権（指名債権でないものに限る。）であって一定の事項を表示する証券又は証書を追加する（改正案 1 条）。

金融商品取引法 2 条 2 項 5 号に掲げる権利（いわゆる集団投資スキーム持分）の包括的定義は基本的に金銭出資に係る権利を対象としているが、有価証券・手形の出資に係る権利や、他のスキームにより出資を受けた金銭等の全部を充てて取得した一定の物品の再出資に係る権利は、当該定義に該当するものとする（改正案 1 条の 3）。

出資者全員が出資対象事業に関与している場合として集団投資スキーム持分の包括的定義から除外されるものの要件を定めるほか、当該定義から除外される権利として、保険・共済契約に係る権利、国内法人（有限責任中間法人を除く。）への出資等に係る権利、分収林契約に基づく権利、弁護士・公認会計士・税理士等の業務を出資対象事業とする組合契約に基づく権利等を定める（改正案 1 条の 3）。

金融商品取引法 2 条 2 項各号の権利（みなし有価証券）として、学校法人等に対する貸付債権であって、利率等が同一で複数の者が行う有利子貸付け等であり、かつ、在校生その他利害関係者以外の者が行う貸付けに係るものであること等の要件に該当するものを追加する（改正案 1 条の 3 の 2）。

3．有価証券の募集・売出しの定義

金融商品取引法 2 条 2 号各号の権利（みなし有価証券）の取得勧誘により、500 名以上の者が当該有価証券を取得することとなる場合は、有価証券の募集に該当

するものとする（改正案 1 条の 7 の 2 ）。

有価証券の売出しの定義から、取引所金融商品市場における有価証券取引及び私設取引システム（PTS）における上場有価証券等の取引を除外する（改正案 1 条の 7 の 3 ）。

金融商品取引法 2 条 2 号各号の権利（みなし有価証券）の売出し勧誘により、500 名以上の者が当該有価証券を取得することとなる場合は、有価証券の売出しに該当するものとする（改正案 1 条の 8 の 2 ）。

4 . 金融商品取引業の定義

金融商品取引業の定義から、以下の行為等を除外する（改正案 1 条の 8 の 3 ）。

イ 国、地方公共団体及び日本銀行等が行う行為

ロ 店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引を除く。）等のうち、デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者又は資本金一定額以上の株式会社を相手方とするもの

ハ 自己運用（金融商品取引法 2 条 8 項 15 号）のうち、商品投資受益権を有する者から出資又は拠出を受けた金銭等の全部を充てて行う一の法人への出資であって、当該法人が商品投資顧問業者等に対して商品投資に係る投資判断を一任すること等の要件を満たすもの

その行う自己募集（金融商品取引法 2 条 8 項 7 号）が金融商品取引業に該当することとなる有価証券として、信託受益権等（受託者が発行者とされるものを除く。）であって商品投資又は一定の物品の取得・譲渡・使用等により運用することを目的とするものを追加する（改正案 1 条の 9 の 2 ）。

自己募集を行った投資信託受益証券等についての転売を目的としない買取りの業務を、金融商品取引業に追加する（改正案 1 条の 12 ）。

5 . デリバティブ取引の定義

クレジット・デリバティブ取引の支払事由として、法人でない者の信用状態に係る事由や、異常な自然現象、戦争等その他の事由を追加する（改正案 1 条の 13・1 条の 14 ）。

店頭デリバティブ取引の定義から、預金に付随する通貨オプション取引、保険・共済契約、債務保証契約及び損害担保契約を除外する（改正案 1 条の 15 ）。

デリバティブ取引の参照指標（「金融指標」）として、気象庁等が発表する各種観測成果に係る数値や、国民経済計算又は統計法に規定する指定統計調査・届出統計調査等の数値を追加する（改正案 1 条の 18 ）。

6 . 組織再編成に係る開示規制

会社の組織に関する行為であって、それに伴う有価証券の交付が開示規制の対

象となるもの（組織再編成）として、株式移転を指定する（改正案 2 条）。

組織再編成に係る開示規制の対象者（組織再編成対象会社）として、新設合併消滅会社、吸収分割会社、新設分割会社又は株式移転完全子会社となる会社を指定する（改正案 2 条の 2）。

組織再編成に係る開示規制の対象として、組織再編成対象会社が発行者である新株予約権証券、新株予約権付社債券・優先出資証券等を指定する（改正案 2 条の 3）。

組織再編成に伴う有価証券の新規発行であって開示規制の対象となるもの（特定組織再編成発行手続）及び組織再編成に伴う既発行有価証券の交付であって開示規制の対象となるもの（特定組織再編成交付手続）の範囲は、金融商品取引法 2 条 1 項の有価証券に係るものである場合には組織再編成対象会社株主等が 50 名以上である場合とし、金融商品取引法 2 条 2 項各号の権利（みなし有価証券）に係るものである場合には組織再編成対象会社株主等が 500 名以上である場合とする（改正案 2 条の 4 ～ 2 条の 7）。

7. 企業内容等の開示制度

集団投資スキーム持分のうち、出資額の 100 分の 50 を超える額を有価証券投資する事業を出資対象事業とするものを、開示規制の対象とする。これに類する金融商品取引法 2 条 2 項各号の権利（各種年金制度に係る信託の受益権及び一定の要件を満たす商品投資受益権等を除く。）についても、同様とする（改正案 2 条の 9 ・ 2 条の 10）。

上記 2 の有価証券を、開示規制の対象とする（改正案 2 条の 10）。

取締役等にストック・オプション（新株予約権証券等）を付与する場合又は発起設立により会社を設立する場合には、有価証券の募集又は売出しの定義に該当する場合であっても、届出を要しないこととする（改正案 2 条の 12）。

特定有価証券（投資判断に重要な影響を及ぼす情報が、発行者が行う資産運用事業等であるもの）の範囲は、特定目的会社の発行する特定社債券・優先出資証券等、特定目的会社の受益証券、投資信託・外国投資信託の受益証券、投資法人・外国投資法人の発行する投資証券・投資法人債券等、受益証券発行信託の受益証券（有価証券信託受益証券（特定有価証券に係る権利の内容を受益権の内容とするもの）を含む。）及び抵当証券等とする（改正案 2 条の 13）。

株券又は優先出資証券に係る募集又は売出しに際して有価証券届出書を提出したことにより有価証券報告書の提出をしなければならない会社は、直近 5 事業年度のすべての末日における株券又は優先出資証券の所有者数が 300 名に満たない場合には、承認を受けることにより、当該提出義務を免除することとする（改正案 3 条の 5）。

有価証券報告書の記載内容に係る確認書を提出しなければならない会社の範

困は、上場有価証券又は店頭売買有価証券のうち、株券、優先出資証券、株券・優先出資証券の性質を有する外国の証券・証書、これらの有価証券を信託財産とする有価証券信託受益証券又はこれらの権利を表示する預託証券・証書の発行会社とする（改正案4条の2の5）。

内部統制報告書を提出しなければならない会社の範囲は、上記と同様とする（改正案4条の2の7・36条）。

四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲は、上記と同様とする（改正案4条の2の10）。

事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間のうち最後の期間（第4四半期）は、四半期報告書の提出義務の対象としないこととする（改正案4条の2の10）。

四半期報告書は、各期間経過後45日以内に提出するものとする。ただし、銀行、保険会社にあつては、第2四半期については当該期間経過後60日以内、他の期間については当該期間経過後45日以内に提出するものとする（改正案4条の2の10）。

8. 金融商品取引業の規制

登録申請書記載事項である重要な使用人の範囲は、法令等遵守指導業務の統括者等、投資助言又は投資運用部門の統括者等及び投資助言・代理業に関する営業所等の統括者等とする（改正案15条の4）。

最低資本金要件を、以下の通り定める（改正案15条の7）。

イ 主幹事会社として元引受業務を行おうとする場合は、30億円

ロ 元引受業務を行おうとする場合（イの場合を除く。）は、5億円

ハ 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業（損失の危険の管理の必要性の高い行為を行おうとする場合に限る。）及び投資運用業を行おうとする場合（イ・ロの場合を除く。）は、5,000万円

ニ 第二種金融商品取引業を行おうとする場合（イ～ハの場合を除く。）は、1,000万円

私設取引システム（PTS）運營業務の認可に係る最低資本金要件は、3億円とする（改正案15条の11）。

営業保証金の額は、以下の通りとする（改正案15条の12）。

イ 第二種金融商品取引業を行う個人（損失の危険の管理の必要性の高い行為を行う者に限る。）は、5,000万円

ロ 第二種金融商品取引業を行う個人（イの者を除く。）は、1,000万円

ハ 投資助言・代理業のみを行う者は、500万円

取締役の兼職制限や弊害防止措置規制の適用範囲を画する「親法人等」の範囲は、その親会社等、親会社等の子会社等、親会社等の関連会社等及び特定個人株主（当社の50%超の議決権を保有する個人）が一定以上の議決権を保有する会社

等とし、「子法人等」の範囲は、その子会社等及び関連会社等とする。この場合における「親会社等」及び「子会社等」の範囲はいわゆる実質支配力基準によることとし、「関連会社等」の範囲はいわゆる実質影響力基準によることとする(改正案 15 条の 16)。

9. 金融商品取引業者等の行為規制及び特定投資家制度

特定投資家に移行した一般投資家が投資顧問契約又は投資一任契約を締結した場合において、当該投資家を特定投資家とみなして投資助言業務又は投資運用業に係る行為規制を適用除外するのは、当該移行に係る期限日(当該投資家の更新申出に基づき、所要の手続を経て改めて特定投資家への移行がされた場合は、当該更新申出に係る期限日)までの間に限る旨を明確化する(改正案 15 条の 24)。

広告等の表示事項として、手数料等の情報、保証金等の情報、取引額が保証金等の額を上回る可能性がある場合の情報(その旨及び比率)、指標の変動を直接の原因として損失が生ずるリスクがある場合の情報(その旨、原因となる指標及び理由)及び当該損失額が保証金等の額を上回るリスクがある場合の情報(その旨、原因となる指標及び理由)等を追加する(改正案 16 条)。

書面による解除(クーリング・オフ)の規定の対象となる契約は、投資顧問契約とする(改正案 16 条の 3)。

不招請勧誘の禁止規定の対象は店頭金融先物取引とし、勧誘受諾意思不確認勧誘及び再勧誘の禁止規定の対象は金融先物取引とする(改正案 16 条の 4)。

金融商品取引業者等(投資運用業を行う者)がその運用権限を再委託できる者は、他の金融商品取引業者等(投資運用業を行う者)又は外国において投資運用業を行う外国法人とする(改正案 16 条の 12)。

10. 金融商品取引業者等の経理

金融商品取引業者による説明書類の公衆縦覧は、事業年度経過後 4 月(外国法人等が 4 月以内に公衆縦覧を開始することができないと認められる場合は、当局の承認を受けた期間)を経過した日から開始するものとする(改正案 16 条の 17)。

外国法人等である金融商品取引業者等による事業報告書の提出期限は、事業年度経過後 3 月(外国法人等が 3 月以内に提出することができないと認められる場合は、当局の承認を受けた期間)以内とする(改正案 16 条の 18)。

11. 外国業者に関する金融商品取引業規制の特例

外国証券業者が行う有価証券関連業の特例として、勧誘をすることなく、国内の者の注文を受け、又は有価証券関連業を行う金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業を行う者)の代理・媒介により、国内の者を相手方として取引(店頭デリバティブ取引にあっては、デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を

有すると認められる者又は資本金一定額以上の株式会社を相手方とするものに限る。)を行えることを定める(改正案 17 条の 3)。

外国証券業者による引受業務の許可に係る最低資本金要件は、5 億円に相当する額とする(改正案 17 条の 7)。

外国証券業者による取引所取引業務の許可に係る最低資本金要件は、5,000 万円に相当する金額とする(改正案 17 条の 9)。

外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者が、登録を受けずに投資助言業務又は投資運用業を行うことができる相手方として、投資運用業を行う登録金融機関を追加する(改正案 17 条の 11)。

12. 適格機関投資家等特例業務の特例

集団投資スキーム持分の私募又は自己運用を行う者に適格機関投資家等特例業務の特例を適用する要件は、当該集団投資スキームの出資者に 1 名以上の適格機関投資家があり、適格機関投資家以外の者(一般投資家)が 49 名以下に限られることとする(改正案 17 条の 12)。

適格機関投資家等特例業務の特例の適用要件として、集団投資スキーム持分を取得する者が適格機関投資家である場合には、当該権利の一般投資家への譲渡が禁止されていることを求める。また、集団投資スキーム持分を取得する者が一般投資家である場合には、一括譲渡以外の譲渡が禁止され、かつ、6 月以内に発行された同種の新規発行権利を取得した一般投資家の人数との合計が 49 名以下であることを求める(改正案 17 条の 12)。

適格機関投資家等特例業務の届出事項である重要な使用人の範囲は、上記 8 と概ね同内容とする(改正案 17 条の 13)。

13. 外務員制度

外務員登録の対象行為として、金融商品取引法 2 条 1 項の有価証券に係るもの以外の市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引関係の行為を追加する(改正案 17 条の 14)。

14. 金融商品仲介業者

広告等の表示事項について、上記 9 と概ね同内容を定める(改正案 18 条)。

15. 金融商品取引業協会

認定投資者保護団体の認定について、申請書記載事項等のほか、特定認定業務(他法令の規制対象業務であって、金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用されるものに関する苦情の解決又はあっせん)を行おうとする団体の認定に係る関係大臣への協議等を定める(改正案 18 条の 4 の 3)。

16. 投資者保護基金

有価証券関連業を行う金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業を行わない者は、基金への加入義務を負わない旨を定める（改正案 18 条の 7 の 2）。

17. 金融商品取引所

認可を受けて株式会社金融商品取引所の議決権の 20%以上 50%以下を取得・保有できる者は、地方公共団体とする（改正案 19 条の 3 の 3）。

株式会社金融商品取引所がその発行する有価証券を上場する場合に承認を要する市場として、外国金融商品市場等を追加する（改正案 19 条の 3 の 4）。

18. 有価証券の取引等に関する規制

いわゆる短期売買規制（上場会社等の特定有価証券の売買を行った場合の報告義務、短期売買利益の返還規定の適用）やインサイダー取引規制の対象となる有価証券の範囲に、株券等を信託財産とする有価証券信託受益証券を加える（改正案 27 条の 2～27 条の 4、32 条～33 条の 2）。

外国の法令に基づいて設立された団体であって、民法上の組合、投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合に類似するものが上場会社等の議決権の 10%以上を保有する場合には、その組合員に対して、いわゆる短期売買規制を適用する（改正案 27 条の 8）。

19. 農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等

信託受益権又は集団投資スキーム持分であって商品投資又は一定の物品の取得、譲渡若しくは使用等により運用することを目的とするものに係る販売・勧誘業務（商品投資関連業務）に関し、農林水産大臣及び経済産業大臣に対して行う協議（内閣府令を定める場合及び処分を行う場合）又は通知（届出等があった場合）について、所要の事項を定める（改正案 37 条）。

関係政令の廃止（2 条）

以下の 4 本の政令を廃止する。

外国証券業者に関する法律施行令（昭和 46 年政令 267 号）

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和 61 年政令 333 号）

抵当証券業の規制等に関する法律施行令（昭和 63 年政令 196 号）

金融先物取引法施行令（平成元年政令 53 号）

．投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正（3条）

1．総則

委託者指図型投資信託の委託者が運用指図権限を委託できる相手方は、上記9の者又はそれ以外の信託会社等（有価証券等以外の資産に対する投資運用指図に限る。）とし、当該投資信託財産の受託者は除くものとする（改正案2条）。

特定資産の定義規定について、金融商品取引法における有価証券及びデリバティブ取引関係の定義の見直しを踏まえて、所要の整備を行う（改正案3条）。

証券投資信託の定義は、投資信託財産の2分の1を超える額を金融商品取引法2条1項の有価証券に投資運用すること（金融商品取引法2条1項の有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。）を目的とする委託者指図型投資信託とする（改正案5条・6条）。

2．委託者指図型投資信託

委託者指図型投資信託の委託者の要件として、外国法人である金融商品取引業者を委託者とする場合には、当該外国法人が国内に営業所等を有することを求める（改正案9条）。

投資信託委託会社が利益相反のおそれがある取引を行い、又は運用指図を行った場合における書面交付義務について、当該取引が不動産関係取引である場合には、同種の資産を投資対象とするすべての投資信託財産の全受益者への書面交付を求める。また、当該取引が一定の有価証券取引や店頭デリバティブ取引等である場合は、当該運用指図を行った投資信託財産の全受益者への書面交付を求める（改正案19条）。

3．外国投資信託

国内において外国投資信託受益証券の募集の取扱い等が行われる場合には、原則として発行者から国内当局への届出が義務付けられるが、当該受益証券が金融商品取引所に上場され、又は金融商品取引所が当該受益証券の上場を承認した場合は、当該届出義務を除外する。また、一定の受益証券についての外国金融商品市場における取引の媒介・取次ぎ・代理や適格機関投資家を相手方として行う売付け等（第一種金融商品取引業を行う者が行うものに限る。）が行われる場合も、当該届出義務を除外する（改正案30条）。

4．投資法人

短期投資法人債の発行により調達した資金を充てて取得が認められる特定資

産の範囲は、不動産等（不動産・不動産の賃借権・地上権）不動産等のみを信託する信託の受益権、不動産等のみへの投資運用を行う匿名組合出資持分及び不動産等のみを特定資産とする特定目的会社の資産対応証券とする（改正案 98 条の 2）。

投資法人の設立企画人が行う投資証券の募集等に関して準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、広告等の表示事項として上記 9 に準じた事項を定めるほか、所要の規定の整備を行う（改正案 121 条）。

資産運用会社の要件として、登録投資法人の資産運用業務を外国法人である金融商品取引業者に委託する場合には、当該外国法人が国内に営業所等を有することを求める（改正案 122 条）。

5．外国投資法人

国内において外国投資証券の募集の取扱い等が行われる場合には、原則として発行者から国内当局への届出が義務付けられるが、その特例として、上記 3 と概ね同内容を定める（改正案 128 条）。

6．不動産投資信託・不動産投資法人についての特例等

金融庁長官は、不動産投資信託・不動産投資法人に係る投資運用（特定投資運用行為）を業として行おうとする者の登録又は承認手続に際して、国土交通大臣の意見を聴くものとする（改正案 129 条）。

金融商品取引業者が委託者指図型投資信託・投資法人の資産を有価証券又はデリバティブ取引に係る資産以外の資産に投資運用する場合における金融商品取引法の規定の適用等について、所要の整備を行う（改正案 130 条）。

不動産に関し国土交通大臣に対して行う協議（内閣府令を定める場合及び処分を行う場合）又は通知（届出等があった場合）について、所要の事項を定める（改正案 132 条）。

7．その他

その他、投資信託委託業及び投資法人資産運用業に関する規定を削除するなど、所要の規定の整備を行う。

．銀行法施行令等の一部改正（4 条～15 条）

銀行が行う特定預金等の受入れなど、金融商品取引法と販売・勧誘ルールが準用される業務等についての広告等の表示事項として、上記 9 に準じた事項を定める。

その他、信託業法施行令において信託受益権販売業に関する規定を削除するなど、所要の規定の整備を行う。

.商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令(平成4年政令45号)

の一部改正 (21条)

商品投資の定義には、一定の物品(指定物品)の取得、譲渡又は使用等による運用が含まれているところ、当該物品の政令指定を行わないこととする。

商品投資顧問業者の最低資本金要件を、5,000万円とする(改正案5条)。

その他、商品投資販売業に関する規定を削除するなど、所要の規定の整備を行う。

. 疑わしい取引の届出に関する政令の一部改正 (26条)

金融商品取引業者及び特例業務届出者に対して、疑わしい取引の届出義務を適用する(改正案1条・2条)。

. 資産の流動化に関する法律施行令の一部改正 (29条)

特定目的会社が行う資産対応証券の募集等及び特定譲渡人(オリジネーター)が行う特定目的会社の資産対応証券の募集等の取扱いに関して準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、広告等の表示事項として上記9に準じた事項を定めるほか、所要の規定の整備を行う(改正案47条・47条の2)。

原委託者(オリジネーター)が行う特定目的信託の受益証券の募集等に関して準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、広告等の表示事項として上記9に準じた事項を定めるほか、所要の規定の整備を行う(改正案72条・72条の2)。

. 金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正 (30条)

金融商品の販売等に関する法律の対象取引に、海外商品市場の開設者の定める基準・方法に従って行う商品関係の先物取引、オプション取引、指数等オプション取引及びスワップ取引等を追加する(改正案5条)。

金融商品販売業者等の説明義務の対象となる顧客から、特定投資家(特定投資

家に移行した一般投資家を含み、一般投資家に移行した特定投資家を除く。)を除外する(改正令案8条)。

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部改正(32条)

金融商品取引業者及び特例業務届出者を本人確認義務の対象事業者として追加し、当該義務を適用する(改正案1条~3条)。

XI. その他(経過措置)

施行の際現にデリバティブ取引に係る金融商品取引業を行っている者(みなし登録業者等を除く。)は、施行日から6月間は、登録を受けずに当該業務を行うことを許容する(附則10条)。

施行の際現に旧有価証券につき自己募集及び自己運用を行っている者(みなし登録業者等を除く。)は、施行日から6月間、登録を受けずに当該業務を行うことを許容する(附則11条)。

中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行が各組織法に基づき金融商品取引行為を行う場合は、当分の間、登録義務の適用を除外しつつ、金融商品取引法上の所要の行為規制を適用する。(附則12条~15条)

金融商品取引業等に関する内閣府令案（仮称）【新設】の概要

. 総 則

用語の定義及び日本語で記載できない提出書類への訳文添付義務等を定める（1条～3条）。

. 金融商品取引業者

1. 金融商品取引業の登録等（4条～17条）

登録申請書記載事項である重要な使用人の範囲について、法令等遵守指導業務の統括者及び投資助言・代理業に関する営業所等の統括者に準ずる者として当該統括者の権限を代行し得る地位にある者を、投資助言又は投資運用部門の統括者に準ずる者として金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者を定める（6条）。

登録申請書記載事項として、以下を追加する（7条）。

イ 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

ロ 会員等となる金融商品取引所の商号等

ハ 有価証券関連業を行う場合は、その旨及び加入する投資者保護基金の名称

ニ 商品投資関連業務を行う場合は、その旨、農林水産関係商品等のみに係るものである場合はその旨、経済産業関係商品等のみに係るものである場合はその旨及び競走用馬投資関連業務を行う場合はその旨

（注）「商品投資関連業務」とは、金融商品取引法2条2項1号・2号・5号・6号に掲げる権利（信託受益権又は集団投資スキーム持分）であって商品投資又は一定の物品の取得・譲渡・使用等により運用することを目的とするものに係る販売・勧誘業務をいう。

また、「競走用馬投資関連業務」とは、匿名組合契約（出資を受けた金銭の全部等を充てて競走用馬を取得し再出資すること等を目的とするもの、又は出資を受けた当該競走用馬を競走に出走させることを目的とするもの）に基づく権利に係る販売・勧誘業務をいう。

ホ 投資事業有限責任組合権利に係る自己募集（金融商品取引法2条8項7号）又は自己運用（金融商品取引法2条8項15号）を業として行う場合は、その旨

ヘ 不動産関連特定投資運用業を行う場合は、その旨

(注)「不動産関連特定投資運用業」とは、一定の投資運用業のうち、不動産信託受益権又は主として不動産信託受益権に投資を行う組合契約等に基づく権利を投資対象とするものをいう。

ト 特定有価証券等管理行為を行う場合は、その旨

(注)「特定有価証券等管理行為」とは、信託受益権又は集団投資スキーム持分に係る募集・私募の取扱いに関して顧客から金銭の預託を受ける行為であって、当該金銭について分別管理をしているものをいう。

登録申請者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査基準を、以下の通り定める(13条)。

イ 業務に関する十分な知識・経験を有する役員等の確保状況及び組織体制に照らして、当該業務を適切に遂行することができないと認められること。

ロ 役員等のうちに、経歴、暴力団・暴力団員との関係その他の事情に照らして業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

ハ 競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、あらかじめ日本中央競馬会等による指導を受け、当該商品投資関連業務が競走用馬投資関連業務のみに該当し、かつ競馬法上の馬主登録を受けているとの要件に該当しないこと。

ニ 不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当しないこと。

第二種金融商品取引業を行おうとする場合の最低資本金要件(原則1,000万円)を5,000万円に加重する場合は、特定有価証券等管理行為を行おうとする場合とする(14条)。

その他、金融商品取引業の登録の手續等について、所要の事項を定める。

2. 私設取引システム運營業務の認可(18条~20条)

私設取引システム(P T S)運營業務の認可の手續等について、所要の事項を定める。

3. 登録事項の変更等(21条~25条)

登録事項の変更届出及び変更登録の手續等について、所要の事項を定める。

4. 営業保証金の供託(26条~33条)

第二種金融商品取引業を行う個人であって営業保証金の額(原則1,000万円)が5,000万円に加重される者は、特定有価証券等管理行為を行う者とする(27条)。

その他、営業保証金の供託の手續等について、所要の事項を定める。

5. 取締役等の兼職制限（親法人等・子法人等の範囲等）（34条～38条）

親法人等・子法人等の定義から、専ら自己又は自己及びその親法人等・子法人等の金融商品取引業等又は金融商品仲介業の遂行のための業務を行う者、専ら自己又は自己及びその親法人等・子法人等の業務（金融商品取引業等又は金融商品仲介業を除く。）の遂行のための業務（非公開情報に関連する業務を除く。）を行う者及び外国法人等であって国内に営業所等を有しない者を除外する（35条）。

「親法人等」の定義に用いられる「親会社等」（意思決定機関を支配している会社等）及び「関連会社等」（財務及び営業等の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる会社等）の具体的な範囲を定める（36条・37条）。

その他、取締役等の兼職届出の手續等について、所要の事項を定める。

6. 主要株主（39条～42条）

金融商品取引業者の主要株主の届出の手續等について、所要の事項を定める。

7. 業務範囲（68条～73条）

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者）の届出業務として、算定割当量（いわゆる排出権）の取得・譲渡契約の締結又はその媒介・取次ぎ・代理、算定割当量に係る先渡取引・オプション取引又はこれらの取引の媒介・取次ぎ・代理、信託兼営金融機関が行う遺言執行・遺産整理に係る契約締結の媒介、不動産の管理業務等を定める（71条）。

その他、金融商品取引業者が行うその他業務の届出・承認の手續等について、所要の事項を定める。

登録金融機関

1. 登録金融機関業務の登録等（43条～53条）

登録申請書記載事項として、以下を追加する（47条）。

イ 重要な使用人（法令等遵守指導業務の統括者等、投資助言又は投資運用部門の統括者等及び投資助言・代理業に関する営業所の統括者等）の氏名

ロ 上記 1 イ、ロ及び二～へと同内容の事項

ハ 有価証券関連業に該当する業務（いわゆる銀証分離規定の例外として認められる業務）を行う場合は、その旨及び有価証券関連店頭デリバティブ取引を業として行う場合はその旨

ニ 金融商品仲介業務を行う場合は、委託金融商品取引業者の商号

登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査基準として、上記 1 と同内容を定める（52条）。

その他、登録金融機関業務の登録の手続等について、所要の事項を定める。

2. 登録事項の変更等（54条・55条）

役員又は重要な使用人に変更があった場合の届出書添付書類は、新たに役員又は重要な使用人となった者の履歴書のみとする（54条）。

その他、登録事項の変更の手続等について、所要の事項を定める。

. 金融商品取引業者等に係る行為規制（販売・勧誘ルール）

1. 広告等の規制（75条～80条）

広告のほか、郵便、信書便、ファクシミリ送信、電子メール送信又はビラ・パンフレット配布（住居を訪問して行う配布を除く。）その他の方法で多数の者に同様の内容で行う情報提供を規制対象とする（75条）。

広告等の表示方法として、明瞭・正確に表示し、特にリスク情報は最大の文字・数字と著しく異ならない大きさで表示する旨を定める（76条）。

広告等には、手数料等の情報として、いかなる名称によるかを問わず顧客が支払うべき対価（有価証券の価格又は保証金等の額を除く。）の合計額又は計算方法（有価証券の価格等に対する割合を含む。）を表示し、それらの情報を表示できない場合はその旨及びその理由を表示すること等を定める（77条）。

広告等の表示事項として、契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実及び加入している金融商品取引業協会の名称を追加する（79条）。

その他、広告等の規制について、所要の事項を定める。

2. 契約締結前の書面交付義務（81条～99条）

契約締結前交付書面の記載方法として、顧客の判断に影響を及ぼす特に重要な事項を最初に平易に記載し、次に手数料等の情報の概要やリスク情報等を枠の中に12ポイント以上の大きさの文字・数字を用いて明瞭・正確に記載し、他の事項も8ポイント以上の文字・数字を用いて明瞭かつ正確に記載する旨を定める（81条）。

契約締結前交付書面の交付を要しない場合として、以下を定める（82条）。

イ 上場有価証券等（カバードワラント等を除く。）の売買その他の取引（デリバティブ取引及び信用取引等を除く。）に係る契約締結前1年以内に、上場有価証券等書面（当該取引に係るリスク情報等を記載した書面）を交付している場合

（注）上場有価証券等書面の交付日から1年以内に契約締結を行った場合は、当該締結日に上場有価証券等書面を交付したものとみなす。

ロ 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結前 1 年以内に、同一内容の契約について契約締結前交付書面を交付している場合
(注) 契約締結前交付書面を交付した日から 1 年以内に同一内容の契約(店頭金融先物取引に係るものを除く。)の締結を行った場合は、当該締結日に契約締結前交付書面を交付したものとみなす。

ハ 目論見書(契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。)を交付している場合

ニ 契約内容の一部を変更する契約を締結しようとする場合において、契約変更書面(変更に係るものを記載した書面)を交付している場合

すべての契約締結前交付書面に共通する記載事項として、当該書面の内容をよく読むべき旨やリスク情報等を追加する(84条)。

有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面に追加して記載する事項等として、すべての取引に共通する記載事項(85条)のほか、信託受益権等(86条)、不動産信託受益権(87条)、抵当証券等(88条)、出資対象事業持分(集団投資スキーム持分)(89条)、外国出資対象事業持分(90条)、主として信託受益権等に対する投資を行う事業を出資対象事業とする出資対象事業持分(91条)、組合契約等に基づく権利のうち当該権利に係る出資対象事業が主として不動産信託受益権への投資を行うもの(92条)、商品ファンド関連取引(93条)及び競走用馬投資関連業務に係る取引(94条)に係る特則を定める。

デリバティブ取引等に係る契約締結前交付書面に追加して記載する事項として、すべての取引に共通する記載事項(95条)のほか、店頭金融先物取引に係る特則(96条)を定める。

投資顧問契約及び投資顧問契約の締結の代理・媒介を内容とする契約に係る契約締結前交付書面に追加して記載する事項を定める(97条)。

投資一任契約及び投資一任契約の締結の代理・媒介を内容とする契約に係る契約締結前交付書面に追加して記載する事項を定める(98条)。

その他、契約締結前の書面の交付等について、所要の事項を定める。

3. 契約締結時等の書面交付義務(100条~119条)

契約締結時以外に書面を交付する場合は、投資信託契約等の解約・投資口の払戻しがされた場合、有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を行い、又は金銭・有価証券の受渡しを行う場合(この場合には、取引残高報告書を、前回交付した取引残高報告書の報告対象期間の末日から3月を経過する日等の以後遅滞なく交付する。)又は商品ファンド関連取引に係る契約を締結しているとき(この場合には、商品ファンド運用状況書面を、商品ファンドの運用に係る計算期間の末日以後遅滞なく交付する。)とする(100条)。

すべての契約締結時交付書面(投資信託契約等の解約・投資口の払戻しがされ

た場合に作成する書面を含む。)に共通する記載事項として、金融商品取引業者等の商号等、契約の概要、契約年月日、顧客の氏名などを定める(101条)。

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面に追加して記載する事項等として、すべての取引(信託受益権等及び抵当証券等の売買その他の取引を除く。)に共通する記載事項(102条)のほか、有価証券(信託受益権等及び抵当証券等を除く。)の売買その他の取引若しくは有価証券関連デリバティブ取引等(103条)、デリバティブ取引等(有価証券関連デリバティブ取引等を除く。)(104条)、信託受益権等(105条)、不動産信託受益権(106条)、抵当証券等(107条)、出資対象事業持分(108条)、主として信託受益権等に対する投資を行う事業を出資対象事業とする出資対象事業持分(109条)、組合契約等に基づく権利のうち当該権利に係る出資対象事業が主として不動産信託受益権への投資を行うもの(110条)、商品ファンド関連取引(111条)及び競走用馬投資関連業務に係る取引(112条)に係る特則を定める。

投資顧問契約及び投資顧問契約の締結の代理・媒介を行うことを内容とする契約に係る契約締結時交付書面に追加して記載する事項を定める(113条)。

投資一任契約及び投資一任契約の締結の代理・媒介を行うことを内容とする契約に係る契約締結時交付書面に追加して記載する事項を定める(114条)。

取引残高報告書及び商品ファンド運用状況書面の記載事項等を定める(115条・116条)。

契約締結時交付書面、取引残高報告書及び商品ファンド運用状況書面の交付を要しない場合を定める(117条~119条)。

4. 禁止行為等(123条・124条・130条)

不招請勧誘の禁止規定の例外は、継続的取引関係にある顧客(最近1年間に2以上の店頭金融先物取引のあった者及び未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限る。)に対する勧誘及び外国貿易等を行う法人に対して為替変動による損失リスクを減殺するために行う勧誘とする(123条)。

販売・勧誘局面の禁止行為として、特別利益の提供、フロントランニング、大量推奨販売等のほか、以下の行為等を追加する(124条)。

イ 契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書(上記2 八の場合)及び契約変更書面の交付に際し、リスク情報等について顧客の知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明をしないこと。

ロ 不招請勧誘の禁止の対象契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該契約の締結を勧誘する行為

ハ 再勧誘の禁止の対象契約につき、顧客があらかじめ当該契約を締結しない旨の意思(勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもか

- かわらず、当該契約の締結の勧誘をする行為
- ニ 上場金融商品等や店頭売買有価証券の相場若しくは相場・取引高に基づいて算出した数値を変動・くぎ付け・固定・安定させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該上場金融商品等や店頭売買有価証券の売買等、申込み又は委託等をする行為
 - ホ 上場金融商品等や店頭売買有価証券の相場若しくは相場・取引高に基づいて算出した数値を変動・くぎ付け・固定・安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品等や店頭売買有価証券の売買等の受託等をする行為
 - ヘ 抵当証券等、商品ファンド関連受益権又は金融先物取引に係る契約締結等に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話・訪問により勧誘する行為
該当してはならない業務運営状況として、以下の状況等を追加する（130条）
 - イ 著しく不相当と認められる数量、価格その他の条件により、有価証券の引受けを行っている状況
 - ロ 有価証券の元引受けを行う場合において、発行者の財務状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項の適切な審査を行っていないものと認められる状況
 - ハ 投資信託受益証券等に係る自己募集又は転売を目的としない買取り等を行い、顧客の応募代金等又は投資信託の解約金等の預託を受ける場合において、顧客分別金信託をしていない状況
 - ニ 上場金融商品等や店頭売買有価証券の相場若しくは相場・取引高に基づいて算出した数値を変動・くぎ付け・固定・安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該上場金融商品等や店頭売買有価証券の売買等の受託等を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況
 - ホ 第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業として取引一任契約等に基づき有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合等において、十分な社内管理体制をあらかじめ整備していない状況

5. 損失補てん等の禁止（125条～129条）

補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき確認を要しない場合として、認定投資者保護団体のあつせん、弁護士会の会則等に定める機関（仲裁センター）のあつせん又は消費者基本法に規定するあつせん（地方公共団体又は国民生活センターによるもの）による和解や、弁護士が顧客を代理して成立する和解（支払額が140万円を超えないものに限る。）であって当該弁護士から金融商品取引業者等に書面を交付すること等の要件を満たすもの等を定める（126条）

その他、事故確認の手續等について、所要の事項を定める。

6. その他（74条、120条～122条、131条、132条）

金融商品取引業者等が掲示する標識の様式を定める（74条）

保証金の受領に係る書面交付義務の対象となるものは、金融先物取引に関して預託を受けた金銭又は有価証券等とする旨を定める（120条）

その他、所要の事項を定める。

金融商品取引業者等に係る行為規制（投資助言・投資運用関係）

1. 投資助言業務に関する行為規制（133条・134条）

投資助言業務の禁止行為として、自己又は第三者の利益を図るため顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言等を追加する（133条）

その他、投資助言業務に関する規制について、所要の事項を定める。

2. 投資運用業に関する行為規制（134条～142条）

自己取引の禁止の例外は、個別取引ごとに全権利者に当該取引の内容及び理由を説明して同意を得たものであって、合理的な価額により行う取引等を内容とした運用等とする（135条）

運用財産相互間取引の禁止の例外は、双方の運用財産の運用方針・運用財産額・市場の状況に照らして必要かつ合理的と認められる対象有価証券売買取引等（公正・合理的な価額により行う上場有価証券の売買その他一定の取引）を内容とした運用、又は個別取引ごとに双方の運用財産の全権利者に当該取引の内容及び理由を説明して同意を得たものであって合理的な価額により行う取引を内容とした運用等とする（136条）

投資運用業の禁止行為として、以下の行為等を追加する（137条）

イ 自己又は第三者の利益を図るため権利者の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用

ロ 投資信託（私募に係るものを除く。）の運用財産に関し発生しうる危険に対応する額としてあらかじめ合理的な方法により算出した額が純資産額を超える場合において、デリバティブ取引を行い、又は継続することを内容とした運用

ハ 運用権限を委託する場合に、委託を受けた者が再委託（当該権限の一部を再委託するもの（再々委託しないことが確保されているものに限る。）を除く。）をしないことを確保する措置を講じていないこと。

運用権限の委託について契約等に定める事項は、当該委託をする旨及び委託先

の商号等、委託の概要並びに委託に係る報酬を運用財産から支払う場合には当該報酬の額（又はその計算方法）とする（138条）。

その他、運用財産の分別管理の方法や運用報告書の記載内容等につき、所要の事項を定める。

・金融商品取引業者等に係る行為規制（有価証券等管理業務関係）

1．対象有価証券関連取引に係る分別管理（143条～149条）

金融商品取引業者は、その所属する金融商品取引業協会の規則等の定めるところにより分別管理監査を受けなければならないこととするとともに、当該規則に定めるべき事項等を定める（149条）。

その他、対象有価証券関連取引に係る分別管理の方法等について、所要の事項を定める。

2．デリバティブ取引等に係る有価証券等の区分管理（150条～152条）

デリバティブ取引等（有価証券関連デリバティブ取引等に該当するものを除く。）に係る区分管理の方法等について、所要の事項を定める。

3．顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限（153条）

顧客の有価証券を担保に供する場合等は、その都度、担保同意書又は貸付同意書により書面による同意を得なければならないこととし、信用取引保証金代用有価証券を担保に供する場合は、一定の要件の下で、当該同意をあらかじめ包括担保同意書により包括的に得ることができることとする。

・金融商品取引業者等に係る行為規制（弊害防止措置関係）

1．複数の業務を行う場合の禁止行為（154条～157条）

信用供与を条件とした有価証券売買等の受託等の禁止の例外は、累積投資契約による売買であって、証票等（クレジットカード等）を提示・通知した個人が有価証券を取得し、対価に相当する額を2月未満の期間内に一括払いするものであり、かつ、信用供与額が10万円を超えないものとする（155条）。

その他、金融商品取引業者等が2以上の種別の業務を行い、又はその他業務を行う場合の禁止行為について、所要の事項を定める。

2．親法人等・子法人等が関与する行為の制限（158条～162条）

金融商品取引業者やその親法人等・子法人等（銀行等、金融商品取引業者、信託会社及び貸金業者等を含む。）が内部管理業務を行うために下記 口の行為を行うことについて、当該金融商品取引業者が承認を受けようとする場合の手続を定める（158条）。

金融商品取引業者の親法人等・子法人等が関与する場合の禁止行為として、以下の行為等を追加する（160条）。

イ 親法人等・子法人等が発行する有価証券（指定格付機関による格付けが付与されているもの、6月以上継続して上場されている株券であって3年間の取引所金融商品市場における年平均売買金額が100億円以上であること及び時価総額が100億円以上であること等の要件を満たすものを除く。）の引受主幹事会社となること。

ロ 有価証券の発行者等に関する非公開情報を親法人等・子法人等から受領し、又は提供すること（発行者等の書面による同意がある場合等を除く。）

その他、登録金融機関の親法人等・子法人等が関与する場合の禁止行為等について、所要の事項を定める。

金融商品取引業者等に係る行為規制の適用除外（特定投資家制度）

1. 契約の種類（56条）

移行の申出等の単位となる「契約の種類」は、有価証券関係、デリバティブ取引関係、投資顧問契約関係及び投資一任契約関係の4種類とする（56条）。

2. 特定投資家から一般投資家の移行（57条～60条）

移行の期限日の特例として、金融商品取引業者等が定める一定の日及びそれらの日のうち承諾日から1年以内で最も遅い日を期限日とする旨を適切な方法により公表している場合は、当該日を移行の期限日とすることを認める（57条）。

移行申出者への交付書面の記載事項として、移行申出者は、移行の承諾を行った金融商品取引業者等のみから移行対象契約に関して一般投資家として取り扱われることになる旨等を追加する（58条）。

その他、一般投資家への移行の手続について、所要の事項を定める。

3. 一般投資家（法人）から特定投資家への移行（61条～63条）

移行の期限日の特例について、上記2と同内容を定める（61条）。

移行申出者への交付書面の記載事項として、移行申出者は、移行の承諾を行った金融商品取引業者等のみから移行対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨等を追加する（62条）。

その他、特定投資家への移行の手続について、所要の事項を定める。

4. 一般投資家（個人）から特定投資家への移行（64条～67条）

匿名組合契約を締結した営業者である個人のうち移行の申出を行うことができない者は、移行の申出を行うことについて他の全匿名組合員の同意を得ておらず、又は匿名組合契約に基づく出資の合計額が3億円未満である者とする（64条）。

匿名組合契約を締結した営業者に類する者として移行の申出を行うことができる個人は、以下の者とする（64条）。

イ 組合契約を締結した業務執行組合員である個人（移行の申出を行うことについて他の全組合員の同意を得ており、かつ、当該組合契約に基づく出資の合計額が3億円以上である者に限る。）

ロ 有限責任事業組合契約を締結し、組合の重要な業務執行に関与し、自ら執行する組合員である個人（移行の申出を行うことについて他の全組合員の同意を得ており、かつ、当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が3億円以上である者に限る。）

知識、経験及び財産の状況に照らして特定投資家に相当するものとして移行の申出を行うことができる個人の要件は、以下の通りとする（65条）。

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における純資産の合計額が3億円以上になると見込まれること。

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における資産（有価証券、デリバティブ取引に係る権利、特定預金等、特定保険契約に基づく保険金等に係る権利、特定信託契約に係る信託受益権、不動産特定共同事業契約に基づく権利、商品先物取引に係る権利等に限る。）の合計額が3億円以上になると見込まれること。

ハ 最初に申出に係る契約の種類に属する契約を締結した日から1年を経過していること。

移行の期限日の特例について、上記2 と同内容を定める（66条）。

移行申出者からの同意取得書面の記載事項について、上記3 と同内容を定める（67条）。

5. 行為規制の適用除外の例外（163条）

契約締結の勧誘又は締結した契約の相手方が特定投資家であっても行為規制を適用除外しない場合は、契約締結時等の書面交付義務、保証金の受領に係る書面交付義務及び投資運用業に関する運用報告書の交付義務にあつては照会への回答の体制が整備されていない場合とし、投資助言業務又は投資運用業に関する金銭又は有価証券の預託受入れ等の禁止にあつては預託を受けた金銭・有価証券

を分別管理する体制が整備されていない場合とする。

金融商品取引業者等の経理・監督・外務員

1. 業務に関する帳簿書類の作成及び保存 (164 条 ~ 178 条、188 条、191 条 ~ 193 条)

業務に関する帳簿書類は、顧客への交付書面等については 5 年間、注文伝票については 7 年間、その他の帳簿書類 (取引日記帳、各種取引記録及び顧客勘定元帳等) については 10 年間保存するものとする (164 条等)。

その他、各種帳簿書類の記載事項等について、所要の事項を定める。

2. 事業報告書の提出等 (179 条・180 条、189 条、194 条・195 条)

事業報告書及び業務又は財産の状況に関する報告の様式等について、所要の事項を定める。

3. 説明書類の縦覧 (181 条、190 条)

第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者が公衆縦覧に供する説明書類の記載事項は、事業報告書に記載されている事項とする (190 条)。

その他、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の説明書類の記載事項について、所要の事項を定める。

4. 金融商品取引責任準備金の積立て (182 条、196 条)

第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が事業年度ごとに積み立てる金融商品取引責任準備金は、以下のいずれか低い金額とする (182 条)。

イ 当該事業年度における、売買 (取引所市場外で行うもの) 又は売買の取次ぎに係る株式の総売買金額の万分の 0.2 に相当する金額その他取引の区分ごとに総取引契約金額の一定割合に相当する金額を合計した額

ロ 直近 3 事業年度のうち総売買金額の最も高い事業年度における、売買 (取引所市場外で行うもの) 又は売買の取次ぎに係る株式の総売買金額の万分の 0.8 に相当する金額その他取引の区分ごとに総取引契約金額の一定割合に相当する金額を合計した額から、既に積み立てられた金融商品取引責任準備金の金額を控除した額

その他、登録金融機関が事業年度ごとに積み立てる金融商品取引責任準備金の計算方法について、所要の事項を定める。

5. 自己資本規制 (183 条 ~ 187 条)

自己資本規制比率の計算方法等について、詳細については金融庁長官の定めると

ころによるものとするほか、所要の事項を定める。

6．外国法人等に対する経理規定の特例（197条～204条）

外国法人等である金融商品取引業者等に係る説明書類の縦覧期限及び事業報告書その他の書類の提出期限に関する承認手続等について、所要の事項を定める。

7．監督（205条～215条）

金融商品取引業者等が当局への届出を行うべき場合並びに届出書の記載事項及び添付書類等について、所要の事項を定める。

8．外務員（247条～256条）

外務員登録の手続等について、所要の事項を定める。

金融商品取引業規制に関する特例

1．外国業者に関する特例（216条～240条）

外国証券業者等の他に国内に駐在員事務所等を設置する場合に届出を要する者の範囲は、外国において出資対象事業持分の自己募集、有価証券等管理業務又は信託会社が営む業務と同種類の業務を営む者とする（240条）。

その他、外国業者の特例について、所要の事項を定める。

2．適格機関投資家等特例業務に関する特例（241条～246条）

適格機関投資家等特例業務の特例の適用要件として、集団投資スキーム持分を取得する者が適格機関投資家以外の者（一般投資家）である場合には、6月以内に発行された同種の新規発行権利を取得した一般投資家の人数との合計が49名以下でなければならないところ、「同種の新規発行権利」とは、発行者が同一で、当該権利に係る契約等に基づく権利の内容が同一である権利とする（241条）。

集団投資スキーム（子ファンド）の運営者に適格機関投資家等特例業務の特例を適用しない場合として、当該集団投資スキームの出資者に以下の者がいる場合（ファンド・オブ・ファンズ）を追加する（242条）。

イ その発行する社債又は株式等を一般投資家が取得している特別目的会社

ロ 他の集団投資スキーム（親ファンド）の運営者で、一般投資家を含む出資者から出資等を受けている者（ただし、親ファンドが投資事業有限責任組合契約（LPS）若しくは有限責任事業組合契約（LLP）である場合又は親ファン及び子ファンドの運営者が同一である場合であって、親ファンド及び子ファンドの出資者のうち一般投資家の合計が49名以下である場合を除く。）

適格機関投資家等特例業務の届出に係る重要な使用人の範囲について、上記 1 と概ね同内容を定める(244条)。

適格機関投資家等特例業務のその他届出事項として、上記 1 ホと同様の事項を定める(245条)。

その他、適格機関投資家等特例業務について、所要の事項を定める。

XI . 金融商品仲介業

1 . 金融商品仲介業の登録等 (257 条 ~ 264 条)

登録申請書の記載事項をはじめ、金融商品仲介業の登録の手續等について、所要の事項を定める。

2 . 金融商品仲介業者に係る行為規制 (265 条 ~ 280 条)

広告等の規制について、上記 1 と同内容を定める(266条~270条)。

信用の供与を条件とした勧誘の禁止の例外として、上記 1 と同内容の事項を定める(273条)。

禁止行為として、特別利益の提供、大量推奨販売並びに上記 4 ロ、ハ及びホと同内容を追加する(274条・280条)。

損失補てん等の禁止について、上記 5 と同内容を定める(276条等)。

その他、金融商品仲介業者に係る行為規制について、所要の事項を定める。

3 . 金融商品仲介業者の経理・監督等 (281 条 ~ 293 条)

金融商品仲介業者が公衆縦覧に供する書面の記載事項は、金融商品仲介業に関する報告書に記載されている事項とする(284条)。

その他、金融商品仲介業者の経理及び外務員登録の手續等について、所要の事項を定める。

XII . その他 (294 条 ~ 296 条、附則)

登録、認可、承認、許可又は確認の申請があった場合における標準処理期間その他所要の事項を定める。

経過措置として、施行後3月以内に上場有価証券の売買その他の取引を行う場合においては、当該期間内に上場有価証券等書面を交付することを条件として契約締結前の書面交付義務を適用除外することや、証券会社は施行日前においても顧客に上場有価証券等書面を交付できること等を定める(附則2条・3条)。

以下の8本の内閣府令を廃止する。

- イ 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和40年大蔵省令60号）
- ロ 証券業協会の外務員登録事務等に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令5号）
- ハ 証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令12号）
- ニ 証券会社に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令32号）
- ホ 金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令35号）
- ヘ 証券会社の分別保管に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令36号）
- ト 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成13年内閣府令23号）
- チ 証券仲介業者に関する内閣府令（平成16年内閣府令1号）

1本の内閣府令（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する内閣府令（平成17年内閣府令72号））について、所要の改正を行う。

金融商品取引業協会に関する内閣府令案（仮称）【新設】の概要

1 . 総 則 (1 条)

用語の定義について定める。

2 . 認可金融商品取引業協会 (2 条 ~ 21 条)

認可金融商品取引業協会は、定款の定めるところにより、会員調査等の業務の一部を他の認可金融商品取引業協会又は公益法人金融商品取引業協会に委託できること（当該委託に係る業務の再委託はできないこと）を定める（3条）。

その他、認可金融商品取引業協会の設立の認可、店頭売買有価証券の登録及びその取消しの届出、店頭売買有価証券及び取扱有価証券の取引に関する報告等並びにあっせん業務について、所要の事項を定める。

3 . 公益法人金融商品取引業協会 (22 条 ~ 29 条)

公益法人金融商品取引業協会は、業務規程の定めるところにより、会員調査等の業務の一部を認可金融商品取引業協会又は他の公益法人金融商品取引業協会に委託できること（当該委託に係る業務の再委託はできないこと）を定める（23条）。

その他、公益法人金融商品取引業協会の認定、取引所金融市場外での売買等に関する報告等及びあっせん業務について、所要の事項を定める。

4 . 認定投資者保護団体 (30 条 ~ 32 条)

認定投資者保護団体の対象事業者となりうる者として、金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用される業務を行う者等を追加する（31条）。

認定投資者保護団体が行うあっせん業務の対象となる取引として、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に付随する取引及び金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用される取引等を追加する（32条）。

その他、認定投資者保護団体のあっせん業務について、所要の事項を定める。

5 . その他 (33 条・34 条、附則)

認可又は認定の申請があった場合における標準処理期間その他所要の事項を定める。

以下の 2 本の内閣府令を廃止する。

- イ 店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令 (平成 4 年大蔵省令 44 号)
- ロ 取扱有価証券に関する内閣府令 (平成 17 年内閣府令 7 号)

金融商品取引所等に関する内閣府令案（仮称）【新設】の概要

. 総則（1条～3条）

用語の定義及び日本語で記載できない提出書類への訳文添付義務等を定める。

. 金融商品取引所（4条～10条、110条～112条）

上場・上場廃止に関する業務であって自主規制業務から除かれるものは、特定市場デリバティブ取引（市場デリバティブ取引のうち、業務規程等の規則において取引対象となる金融商品等の銘柄が特定されているもの）に関するものとする。

また、委託金融商品取引所又は特定株式会社金融商品取引所の取締役等は、当該金融商品等の上場・上場廃止後、遅滞なく、当該金融商品等を上場・上場廃止した旨を受託自主規制法人の理事会又は自主規制委員会に報告するものとする（6条）。

取引所の自主規制業務として、金融商品取引法で法定されている上場・上場廃止に関する業務及び会員等の法令等遵守状況の調査のほか、売買審査（リアルタイム監視を除く。）会員等の資格審査、会員等の処分に関する業務、上場企業の情報開示の審査及びその処分に関する業務を追加する。

さらに、これらの業務（特定自主規制業務）に関する業務規程等の規則（上場・上場廃止基準及び会員等の資格付与基準を除く。）の作成・変更・廃止及び特定自主規制業務に関する定款変更（上場・上場廃止基準等に関する定款変更を除く。）に係る総会等の議案の概要の作成についても、自主規制業務の範囲に追加する（7条）。

その他、金融商品市場の開設の免許、自主規制業務の委託の認可、子会社の認可、定款変更等の認可、書類の提出に関する手続等について、所要の事項を定める。

. 金融商品会員制法人（11条～14条）

金融商品会員制法人の解散及び清算について、所要の事項を定める。

． 会員金融商品取引所から株式会社金融商品取引所への組織変更

(15 条 ~ 30 条)

会員金融商品取引所による事前開示、組織変更後の株式会社金融商品取引所による事後開示、組織変更に伴う会計処理、組織変更時発行株式の引受けの申込者への通知、組織変更の認可の手續等について、所要の事項を定める。

． 自主規制法人 (31 条 ~ 39 条)

委託金融商品取引所は、上場・上場廃止に関する業務や会員等の資格審査業務を受託自主規制法人に委託している場合には、上場・上場廃止基準や会員等の資格付与基準に関連する業務規程等の規則の作成・変更・廃止をし、又はこれらに関連する定款変更に係る総会等の議案の概要を定めようとするときは、受託自主規制法人の同意を得るものとする。

また、特定自主規制業務のうち、受託自主規制法人に委託しているものに関連する業務規程等の規則の作成・変更・廃止をし、又は当該特定自主規制業務に関連する定款変更に係る総会等の議案の概要を定めようとするとき(これらの業務を受託自主規制法人に委託している場合を除く。)も、同様とする。

さらに、上場・上場廃止に関する業務を受託自主規制法人に委託している場合であって、特定市場デリバティブ取引に関連する業務規程等の規則の作成・変更・廃止をするときも、同様とする。

委託金融商品取引所が自主規制法人の理事会に対して定期に行う業務執行状況の報告は、受託自主規制法人が行った自主規制業務に基づいて委託金融商品取引所が行うべき措置の実施の状況を内容とするものとする(36 条)

その他、自主規制法人の自主規制業務の開始の認可の手續等について、所要の事項を定める。

． 株式会社金融商品取引所 (40 条 ~ 56 条)

特定株式会社金融商品取引所は、自主規制業務に関する事項の決定は自主規制委員会が行うこととされるが、特に緊急を要するときに特定株式会社金融商品取引所が決定できるものとして、上場廃止に関する業務を定める(49 条)

特定株式会社金融商品取引所は、上場・上場廃止基準、会員等の資格付与基準、特定自主規制業務及び特定市場デリバティブ取引に関連する業務規程等の規則の作成・変更・廃止をし、又はこれらに関連する定款変更に係る総会等の議案の

概要を定めようとするときは、自主規制委員会の同意を得るものとする(50条)。

特定株式会社金融商品取引所の取締役会が自主規制委員会の職務執行のために決定すべき事項は、自主規制委員会の職務を補助すべき取締役・使用人に関する事項及びその執行役からの独立性に関する事項や、自主規制業務の執行を行う取締役・執行役・使用人に関する事項、その自主規制業務の執行に関する業務の他の業務からの独立性に関する事項及びその自主規制業務の執行に関する事項等を自主規制委員会に報告するための体制等とする(53条)。

その他、株式会社金融商品取引所の議決権の保有に係る届出・認可、減資の認可及び増資の届出の手續等について、所要の事項を定める。

・金融商品取引所持株会社 (57条~61条、113条)

金融商品取引所持株会社の認可、議決権の保有に係る届出・認可、子会社の認可及び書類の提出の手續等について、所要の事項を定める。

・取引所金融商品市場における有価証券の売買等 (62条~76条)

金融商品取引所の業務規程等の規則で定める事項として、信用取引及び貸借取引、上場・上場廃止、上場企業の情報開示並びに清算基金に関する事項を追加する(63条)。

当局に対する金融商品等の上場の届出は当該上場しようとする日の前日までにするとし、上場廃止の届出は(一定の場合を除き)当該上場廃止をしようとする日の7日前までにするものとする(70条・72条)。

金融商品取引所の受託契約準則で定める事項として、信用取引口座設定約諾書その他金融商品取引業者と顧客との間で締結される契約についてあらかじめ定める一定の標準を追加する(76条)。

その他、取引証拠金の預託、金融商品等の上場・上場廃止の届出及び承認の手續並びに総取引高・価格の報告等の手續等について、所要の事項を定める。

・金融商品取引所の解散及び合併 (77条~109条)

金融商品取引所の解散及び合併の認可の手續、合併契約、合併を行う金融商品取引所の事前開示及び事後開示並びに合併に伴う計算について、所要の事項を定める。

Ⅹ. 外国金融商品取引所 (114条～119条)

外国金融商品取引所に係る認可及び書類の提出の手續等について、所要の事項を定める。

Ⅺ. その他 (120条・121条、附則)

免許、認可又は承認の申請があった場合における標準処理期間その他所要の事項を定める。

経過措置として、証券取引所・金融先物取引所は、施行日前においても自主規制業務の自主規制法人への委託及び自主規制法人の自主規制業務開始の認可についての予備審査を求め、又は準備行為をすることができることとする(附則2条・3条)。

以下の3本の内閣府令を廃止する。

- イ 証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令(昭和28年大蔵省令76号)
- ロ 証券先物取引等に関する内閣府令(昭和60年大蔵省令50号)
- ハ 外国証券取引所に関する内閣府令(平成16年内閣府令2号)

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令案（仮称）【新設】の概要

．総則（ 1 条～ 3 条）

用語の定義及び日本語で記載できない提出書類への訳文添付義務等を定める。

．安定操作取引（ 4 条～ 8 条）

安定操作取引の届出及び報告の手續等について、所要の事項を定める。

．過大な数量の売買（ 9 条）

金融商品取引業者等が顧客との契約に基づきその委任を受けて行う有価証券の売買等について、過大な数量の売買等を行ってはならない旨を定める。

．有価証券の空売り（ 10 条～ 15 条）

空売りを行う場合の明示及び確認義務並びに価格制限の適用除外等について、所要の事項を定める。

．上場等株券の発行会社が行う買付け等（ 16 条～ 23 条）

発行会社が行うその発行する上場等株券について行う取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における買付け等の要件等について、所要の事項を定める。

．上場会社等の役員及び主要株主等が行う売買等（ 24 条～ 47 条）

上場会社等の役員及び主要株主並びに特定組合等の組合員が行う特定有価証券等の売買等に関し、報告義務の対象取引の範囲、当該報告の手續、利益算定の方法、禁止行為等について、所要の事項を定める。

．重要事実を知った会社関係者等又は公開買付け等事実を知った公開買付者等関係者が行う売買等（48条～63条）

重要事実及び公開買付け等事実に該当しないものの基準（軽微基準）を定める（49条・50条・52条・53条・62条）。

上場会社等及びその子会社の売上高等の予想値等に係る事実のうち、重要事実
に該当することとなるものの基準を定める（51条・55条）。

金融商品取引所等が重要事実等及び公開買付け等事実の通知を受けた場合に
行う公衆縦覧について、所要の事項を定める（56条）。

公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券として、株券等を信託財産とす
る有価証券信託受益証券等を定める（57条）。

重要事実及び公開買付け等事実を知った会社関係者等が行う上場会社等の特
定有価証券等の売買等のうち、当該重要事実を知る前に決定された売買等の計画
の実行等に当たるものとして禁止が除外される場合について、クレジット・デリ
バティブ取引に関し書面で締結した契約の履行として金銭授受とともに特定有
価証券等を移転する場合等を定める（59条・63条）。

その他、所要の事項を定める。

．不特定多数者向け勧誘等を行う際の表示（64条・65条）

不特定多数者向け勧誘等を行う際において、有利買付け等又は一定の配当等の表
示の禁止の対象とならない有価証券の範囲を定める。

．その他（附則）

以下の7本の内閣府令を廃止する。

安定操作取引の届出等に関する内閣府令（昭和46年大蔵省令43号）

上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に
関する内閣府令（昭和63年大蔵省令40号）

会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令（平成元年大蔵省
令10号）

証券取引法第六十一条の規定により過大な数量の売買を制限する内閣府令
（平成3年大蔵省令56号）

有価証券の空売りに関する内閣府令（平成4年大蔵省令50号）

証券取引法第七十条及び第七十一条に規定する有価証券等に関する内閣府令（平成5年大蔵省令16号）

上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令（平成13年内閣府令72号）

証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等 の一部を改正する内閣府令案（仮称）の概要

. 改正対象

以下の 6 本の内閣府令の一部を改正する。

証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令 14 号）

証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和 28 年大蔵省令 75 号）

証券金融会社に関する内閣府令（昭和 30 年大蔵省令 45 号）

証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成 4 年大蔵省令 68 号）

証券取引清算機関等に関する内閣府令（平成 14 年内閣府令 76 号）

証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続に関する内閣府令（平成 17 年内閣府令 17 号）

.証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正(1 条)

1. 題名

題名を「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」とする。

2. 有価証券の定義

学校法人等を債務者とする金銭債権を表示する証券又は証書であって金融商品取引法 2 条 1 項の有価証券となるもの（学校債券）の表示事項として、当該学校法人等の名称、金銭債権の金額・償還期限及び利率・支払方法・期限等を定める（改正案 4 条）。

金融商品取引法 2 条 2 項 1 号・2 号・5 号・6 号に掲げる権利（信託受益権又は集団投資スキーム持分）を有する者から出資を受けた金銭等の全部を充てて取得した物品であって、当該物品の現物出資等に係る権利が集団投資スキーム持分となるものは、競走用馬とする（改正案 5 条）。

集団投資スキーム持分の包括的定義から除外する権利として、従業員持株会及び関係会社持株会に係る権利に関する事項を定める（改正案 6 条・7 条）。

学校法人等に対する貸付債権のうち、在校生のほか、在校生の父母等及び卒業生が行う貸付けに係るものは、金融商品取引法 2 条 2 項各号の権利（みなし有価証券）には含めないものとする（改正案 8 条）。

3. 有価証券の募集の定義（適格機関投資家の定義）

適格機関投資家の範囲について、以下の改正を行う（改正案 10 条）。

会社が適格機関投資家となるための要件として、有価証券残高 100 億円以上である有価証券報告書提出会社のうち当局に届出を行ったものとされていた要件を緩和し、有価証券残高が 10 億円以上であるものとして当局に届出を行った法人を対象とする。

個人について、有価証券残高が 10 億円以上であり、かつ、口座開設から 1 年以上経過しているものとして当局に届出を行ったものを、適格機関投資家の範囲に加える。

組合の業務執行組合員等である法人又は個人のうち、当該組合等の有価証券残高が 10 億円以上であり、かつ、他の全ての組合員等の同意を得ているものとして当局に届出を行ったものを、適格機関投資家の範囲に加える。

運用型信託会社のうち当局に届出を行った者を、適格機関投資家の範囲に加える。

企業年金基金のうち、直近の貸借対照表上において純資産が 100 億円以上あるもののうち当局に届出を行った者を、適格機関投資家の範囲に加える。

信用協同組合のうち適格機関投資家となるのは、当局に届出を行ったものに限ることとする。

4. 発行者の定義

受益証券発行信託の受益証券の発行者は、委託者等のみが指図権を有する信託の場合には当該信託の委託者とし、他の場合は原則として当該信託の受託者とする。ただし、有価証券信託受益証券の発行者は、その受託有価証券の発行者とする（改正案 14 条）。

金融商品取引法 2 条 2 項各号の権利（みなし有価証券）の発行者及び発行時点は、以下の通りとする（改正案 14 条）。

イ 信託受益権の発行者は上記 前段と同様とし、その発行時点は、自益信託の場合は委託者が当該受益権を譲渡する時と、他益信託の場合は当該信託の効力発生時とする。

ロ 持分会社の社員権の発行者は業務を執行する社員等とし、その発行時点は、当該権利に係る社員となろうとする者が社員となるとき及び社員加入の効力が発生するときとする。

ハ 集団投資スキーム持分の発行者は出資対象事業に係る重要な業務執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する者等とし、その発行時点は、当該権利に係る契約の効力の発生時等とする。

ニ 学校法人等に対する貸付債権の発行者は当該学校法人等とし、その発行時点

は、当該債権の発生時とする。

5. 金融商品取引業の定義

金融商品取引業の定義から除外する店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引を除く。)等の相手方は、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。)登録金融機関、適格機関投資家等及び資本金10億円以上の株式会社とする(改正案15条)

金融商品取引業の定義から除外する行為として、以下のものを追加する(改正案16条)

- イ 信託受益権の販売のうち、勧誘をすることなく、金融商品取引業者等による代理・媒介により契約を締結するもの(業務委託契約書等において、勧誘の全部を委託する旨が明らかにされているものに限る。)
 - ロ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介・取次・代理のうち、金融商品取引業者(投資運用業を行う者)が関係外国運用業者の委託(当該関係外国運用業者が外国において行う投資運用に係るものに限る。)を受けて行うもの
 - ハ 投資一任契約に基づく行為のうち、関係外国金融商品取引業者から売買の別・銘柄について同意を得た上で、数・価格については金融商品取引業者等が定めることができることを内容とする契約に基づき行う有価証券の売買等
 - ニ 投資一任契約に基づく行為のうち、取引一任契約(関係外国金融商品取引業者の計算による取引に関し、売買の別・銘柄・数・価格について金融商品取引業者等が定めることができることを内容とする契約)に基づき行う有価証券の売買等であって、事前に所要の事項を届け出ているもの
 - ホ 自己運用(金融商品取引法2条8項15号)のうち、運用権限の全部を委託するため金融商品取引業者等との間で投資一任契約を締結していることなど一定の要件を満たすものであって、当該金融商品取引業者等が事前に当該者に関する所要の事項を届け出ているもの
 - ヘ 自己運用のうち、一の相手方(他の匿名組合の営業者である金融商品取引業者等又は特例業務届出者)と締結した匿名組合契約に基づき出資を受けた金銭等を不動産信託受益権に対して投資運用するものであって、当該相手方が事前に当該者に関する所要の事項を届け出ているもの
 - ト 自己運用のうち、競走用馬投資関連業務を行う者が投資家から出資を受けた金銭等の投資運用であって、当該金銭等の全部を充てて取得する競走用馬の現物出資に係る集団投資スキーム持分を投資対象とするもの
- (注)「競走用馬投資関連業務」とは、匿名組合契約(出資を受けた金銭の全部を充てて競走用馬を取得し、当該競走用馬を他の匿名組合の営業者に現物出資することを目的とするもの等)に基づく権利に係る販売・勧誘業務

をいう。

- ト 有価証券等管理行為のうち、信託受益権又は集団投資スキーム持分に係る募集・私募の取扱いに関して顧客から金銭の預託を受ける行為であって、当該金銭について分別管理をしているもの（特定有価証券等管理行為）
- チ 有価証券等管理行為のうち、外国の口座管理機関が行う社債等の振替

6. デリバティブ取引の定義

いわゆるクレジット・デリバティブ取引の支払事由について、信用状態に係る事由に類似するものとして、債務者支援目的の金利減免、利息支払猶予、元本返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを追加する。

また、当事者がある発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難であって事業活動に重大な影響を与える事由として、外国政府や外国の地方公共団体等により実施される為替取引制限等、私人債務の支払猶予等又は債務不履行宣言を追加する（改正案 20 条・21 条）。

7. 特定投資家の定義

「一般投資家へ移行可能な特定投資家」の範囲は、地方公共団体、政府系機関、投資者保護基金、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、外国政府、外国の中央銀行、日本国が加盟している国際機関その他外国の法令上これらに相当する者、上場会社及び資本金 5 億円以上の株式会社とする（改正案 23 条）。

証券取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部改正（2 条）

題名を「金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」とする。

金融商品取引業者が預託を受けるべき保証金の全部又は一部が株券をもって代用される場合における代用価格は、預託日前日の時価に 100 分の 80 を乗じた額を超えない額とする。（改正案 6 条）

証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続に関する内閣府令の一部改正（6 条）

題名を「金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令」とす

る。

その他（附則）

以下の3本の内閣府令を廃止する。

証券取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（平成2年大蔵省令35号）

証券取引法第七十九条の三及び第百十六条に規定する最終の価格がない場合にこれに相当するものを定める内閣府令（平成17年内閣府令8号）

証券取引法第百七十二条の二第一項第二号イに規定する市場価額の総額等を定める内閣府令（平成17年内閣府令104号）

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を 改正する内閣府令案（仮称）の概要

. 改正対象

以下の 4 本の内閣府令の一部を改正する。

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令 5 号）

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令 22 号）

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令 38 号）

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令 36 号）

. 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（1 条）

1 . 組織再編成に係る開示

提出会社が株式交換完全親会社となる株式交換等を行うことを、当該提出会社の業務執行決定機関が決定した場合に提出する臨時報告書について、当該株式交換により当該株式交換完全親会社の株式等以外の有価証券が割り当てられる場合の当該有価証券の発行者の概要の記載を求める（改正案 19 条）。

株式交換、合併等の組織再編成に係る特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続を行う場合に提出する有価証券届出書の様式を新設し、第 2 号様式における記載内容に加え、次の項目等の記載を求める（改正案 2 号の 6 様式）。

- イ 当該組織再編成の概要、目的等
- ロ 当該組織再編成の当事会社の概要
- ハ 当該組織再編成の契約、割当ての内容及びその算定根拠
- ニ 当該組織再編成に関する手続
- ホ 当該組織再編成対象会社の会社情報

2 . 学校法人債券に係る開示

提出者が学校法人債券の発行者である学校法人等である場合に、有価証券届出書等において、次の項目等の記載を求める（改正案 2 号様式）。

- イ 当該学校法人等が運営する学校等の種類及びその数
- ロ 当該学校等の在籍者数、教員数等
- ハ 補助金の交付を受けた場合のその合計額

． 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（ 2 条）

1． 特定有価証券の定義

廃止する証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令において規定していた特定有価証券の範囲を規定する（改正案 8 条）。

新たに有価証券と規定された受益証券発行信託の受益証券、抵当証券、集団投資スキーム（主として有価証券に対する投資を事業とするものに限る。）に係る権利等の性質を有する外国の者の発行する証券又は証書を特定有価証券と指定する（改正案 8 条）。

2． 様式の新設

新たに有価証券と規定された受益証券発行信託の受益証券及び抵当証券（外国の者の発行する証券又は証書でこれらの性質を有するものを含む。）に係る有価証券届出書、有価証券報告書等の様式を新設する（改正案第 6 号様式等）。

3． 開示内容の充実

特定有価証券に係る開示内容の充実を図るため、各様式を整備する。

投資対象に関する情報の充実

従来から投資対象に関する情報について開示を求めているが、投資信託や不動産に投資を行う有価証券について、より適切な開示を求める観点から、記載内容の明確化を図る。主な改正は次のとおり。

イ 投資信託について、ファンド・オブ・ファンズにおいて、ファンドの純資産総額の 10% を超えて投資するファンドの名称、運用の基本方針、主要な投資対象等の記載を求めることとした（改正案 4 号様式等）。

ロ 不動産に投資を行う有価証券について、不動産の状況（構造、現況、その他不動産価格に重要な影響を及ぼす事項）及び第三者による不動産の状況に関する調査結果の概要の記載を求めることとした（改正案 4 号様式等）。

運用者に関する情報の充実

運用者の内部管理体制や関係法人に対する管理体制、運用に関するリスク管理体制について記載内容の明確化を図る。主な改正は次のとおり。

イ 資産流動化受益証券について、資産管理会社の統治機構（機関の内容、監督組織）、資産管理会社から事務委託を受けた会社に対する管理体制、資産に関するリスク管理体制の記載を求めることとした（改正案 5 号の 4 様式等）。

ロ 投資信託について、ファンドの意思決定を監督する組織、投資信託の委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制の記載を求めることとした（改正案 4 号様式）。

運用サービスに関する情報の充実

具体的な運用方針等について記載内容の明確化を図る。

- イ 資産流動化受益証券について、信託財産の管理・処分に関する基本的態度・方針・形態の記載を求めることとした（改正案5号の2様式等）。
- ロ 投資信託について、運用方針に基づく具体的な銘柄選定の方針、ファンド・オブ・ファンズの場合における投資先ファンドの選定方針の記載を求めることとした（改正案4号様式等）。

． 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
の一部改正（3条）

公開買付制度の対象である有価証券信託受益証券（株券等を受託有価証券とするものに限る。）に係る株券等所有割合を算出するための議決権の数の換算方法等を規定する（改正案8条）。

． 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（4条）

大量保有報告制度の対象である有価証券信託受益証券（株券等を受託有価証券とするものに限る。）に係る株券等保有割合を算出するための議決権の数の換算方法等を規定する（改正案5条）。

． その他（附則）

1 本の内閣府令（証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令（平成5年大蔵省令15号）を廃止する。

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等 の一部を改正する内閣府令案（仮称）の概要

. 改正対象

以下の 10 本の内閣府令の一部を改正する。

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令 129 号）

投資信託財産の計算に関する規則（平成 12 年総理府令 133 号）

投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令 47 号）

投資法人の会計監査に関する規則（平成 18 年内閣府令 48 号）

資産の流動化に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令 128 号）

資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する
内閣府令（平成 12 年総理府令 130 号）

特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する
内閣府令（平成 12 年総理府令 131 号）

特定目的信託財産の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令 132 号）

特定目的会社の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令 44 号）

特定目的信託の権利者集会等に関する規則（平成 18 年内閣府令 54 号）

. 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正（1 条）

1. 総則

外国投資信託の届出・約款等変更届出・解約届出及び外国投資法人の届出・変更届出・解散届出の添付書類（英語で記載されたものに限る。）については、日本語で記載できない提出書類等についての訳文添付義務の適用を除外する（改正案 2 条）。

2. 委託者指図型投資信託

投資信託約款の記載事項として、以下の事項等を追加する（改正案 7 条・8 条）。

イ 受益者代理人があるときの記載事項として、投資信託契約において重大な約款の変更等に係る議決権等を行行使する権限を当該受益者代理人の権限としていない旨

ロ 委託者が運用指図権限を委託する場合の記載事項の細目として、当該委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。）の概要
受益証券を取得しようとする者への交付書面の記載事項として、投資信託財産

の投資不動産及びそのテナントに関する情報を定める（改正案 9 条）。

受益者への運用報告書の交付義務を除外する場合として、受益証券が金融商品取引所に上場されている場合や投資信託が M R F（マネー・リザーブ・ファンド）に係るものである場合とする（改正案 25 条）。

その他、受益権原簿の作成や重大な約款の変更等に係る決議の手續等について、「信託法施行規則案」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

3．委託者非指図型投資信託

投資信託約款の記載事項について、上記 2 と同内容のものを定める（改正案 78 条・79 条）。

その他、受益権原簿の作成及び重大な約款の変更等に係る決議の手續等について、「信託法施行規則案」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

4．外国投資信託

外国投資信託受益証券のうち、外国金融商品市場における売買の媒介・取次ぎ・代理を行うことについて発行者に届出義務がかからないものは、現物信託型かつ株価指数連動型の上場証券投資信託に類するものの受益証券とする（改正案 94 条）。

その他、受益権原簿の作成及び重大な約款の変更等に係る通知の手續等について、所要の事項を定める。

5．投資法人

募集投資口の引受けの申込みをしようとする者への通知事項として、投資不動産及びそのテナントに関する情報を定める（改正案 135 条）。

短期投資法人債の発行要件として、その発行目的が一定の特定資産の取得、不動産の修繕（緊急に必要となったものに限る。）若しくは敷金等の返還のために必要な資金又は投資証券・投資法人債の発行までの間に必要な資金の調達を目的とするもの（元本償還期限が 6 月未満であるものに限る。）であること、特定資産の取得・不動産の修繕・賃貸借契約の終了の見込みが確実であること、及び短期投資法人債の借換えを行う場合でも元本償還期限が延長されないこと等を定める（改正案 192 条）。

設立中の投資法人が発行する投資証券の募集等を設立企画人が行う場合において準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令案（仮称）」の規定も踏まえ、所要の事項を定める（改正案 223 条～243 条）。

6．外国投資法人

外国投資証券のうち、外国金融商品市場における売買の媒介・取次ぎ・代理を行うことについて発行者に届出義務がかからないものは、現物出資型かつ株価指数連動型の外国投資法人が発行するものであって、外国金融商品市場に上場されるものとする（改正案 259 条）。

7. その他

金融商品取引業者が委託者指図型投資信託・投資法人の資産を有価証券又はデリバティブ取引に係る資産以外の資産に投資運用する場合における金融商品取引法の規定の適用等について、所要の事項を定める（改正案 265～273 条）。

. 投資信託財産の計算に関する規則の一部改正（2 条）

計算期間が 6 月未満の投資信託財産に係る受益者への運用報告書は、原則として 6 月ごとに交付することとするが、一定要件を満たす MMF（マネー・マーケット・ファンド）に係るものについては、1 年ごとの交付を認める。（改正案 59 条）

. 資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正（5 条）

特定目的会社が特定資産を譲り受けるため競争入札に参加する場合に業務開始届出を行うときは、当該競争入札に係る実施要領を記載した書面又はこれに準ずる書面を添付すれば、特定資産の譲受けに係る契約書の副本・謄本の添付を省略できるものとする。この場合において、当該特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、事前に、特定資産の譲受けに係る契約書の副本・謄本を添付して追加届出を行わなければならないものとする（改正案 9 条・22 条・23 条）。

特定目的会社は、特定資産の取得やその準備行為等のために、入札保証金・契約保証金の支払を用途とする借入れであって、支出した資金等の還付資金により弁済されることが予定されるものを行うことができることとする（改正案 94 条）。

. 資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正（6 条）

題名を「資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令」とする。

特定目的会社がその資産対応証券の募集等を行う場合及び特定譲渡人(オリジネーター)が特定目的会社の資産対応証券の募集等の取扱いを行う場合において準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令案(仮称)」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

・特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正(7条)

原委託者(オリジネーター)が特定目的信託の受益証券の募集等を行う場合において準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令案(仮称)」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

・特定目的信託の権利者集会等に関する規則の一部改正(9条)

特定目的信託の権利者集会の手續等について、「信託法施行規則案」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等
を廃止する内閣府令案（仮称）の概要

以下の5本の内閣府令を廃止する。

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（昭和61年大蔵省令54号）

抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和63年大蔵省令35号）

金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令18号）

外国証券業者に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令37号）

金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令（平成17年内閣府令76号）

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案（仮称）の概要

. 改正対象

以下の 14 本の内閣府令の一部を改正する。

銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令 10 号）

長期信用銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令 13 号）

信用金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省令 15 号）

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和 57 年大蔵省令 16 号）

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成 5 年大蔵省令 10 号）

保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令 5 号）

信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令 107 号）

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成 4 年大蔵省令 69 号）

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令 9 号）

信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令 15 号）

信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令 16 号）

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則（平成 10 年総理府・大蔵省令 48 号）

銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（平成 14 年内閣府令 4 号）

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年内閣府令 21 号）

. 銀行法施行規則の一部改正（1 条）

1. 「投資性の強い預金」に対する規制の横断化

銀行・銀行代理業者が行う業務に関して金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用対象となる商品（「特定預金等」）の範囲は、デリバティブ預金等（預入期間の途中で解約をした場合に違約金等を支払うこととなる預金等で、残高から当該違約金等を控除した金額が金利等の変動により預入金額を下回るおそれのあるもの）、外貨預金等及び通貨オプション組入型預金等とする（改正案 14 条の 11 の 4）。

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の広告等の規制に関して、デリバティブ預金等に関する広告等への表示事項として「銀行が預入期間を延長する権利を行使した場合に、当該預金の金利が市場金利を下回ることにより、顧客に不利になるおそれがある旨」等を追加する（改正案14条の11の20）。

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結前の書面交付義務に関して、外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前1年以内に外貨預金等書面（外貨預金等についてのリスク情報等を記載した書面）を交付している場合（顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思表示があった場合に限る。）や、特定預金等契約の締結前1年以内に同一内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付している場合等は、契約締結前交付書面の交付を要しないこととする（改正案14条の11の24）。

また、デリバティブ預金等に関する契約締結前交付書面の記載事項として、上記と同内容の事項等を追加する（改正案14条の11の26）。

（注）外貨預金等書面を交付した日から1年以内に外貨預金等に関する契約を締結し、又は契約締結前交付書面を交付した日から1年以内に同一内容の特定預金等契約の締結を行った場合は、当該締結日にこれらの書面を交付したものとみなす。

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結時等の書面交付義務に関して、書面交付を要しない場合として、上記と概ね同内容を定める（改正案14条の11の28）。

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘局面の禁止行為として、銀行業務に係る一般的禁止行為と同内容を定めるほか、契約締結前交付書面や外貨預金等書面等の交付に際し、リスク情報等について顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明をしないこと等を追加する（改正案14条の11の29）。

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の特定投資家制度について、移行の申出等の単位となる「契約の種類」は、特定預金等契約の1種類とする（改正案14条の11の5）。

その他、銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令案（仮称）」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

銀行代理業者が行う特定預金等契約に関する業務について、上記～・と概ね同内容の事項（外貨預金等書面に係る事項を除く。）を定める。

2. 銀行の業務範囲

銀行の付随業務として、金融商品取引業者等の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理・媒介を追加する（改正案 13 条）。

銀行の付随業務である金融等デリバティブ取引（その媒介・取次ぎ・代理も可能）として、算定割当量（いわゆる排出権）に係る指標先渡取引・オプション取引を追加する（改正案 13 条の 2 の 2）。

3. 銀行子会社の範囲

銀行子会社のうち証券専門会社の業務範囲について、金融商品取引業の全般を含めるなどの改正を行う（改正案 17 条の 2）。

銀行子会社の業務範囲について、いわゆる金融関連業務として、算定割当量（いわゆる排出権）の取得・譲渡契約の締結又はその媒介・取次ぎ・代理及び算定割当量に係る指標先渡取引・オプション取引等又はこれらの取引の媒介・取次ぎ・代理を追加する（改正案 17 条の 3）。

・長期信用銀行法施行規則の一部改正（2 条）

長期信用銀行及び長期信用銀行代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、長期信用銀行の業務範囲及びその子会社の範囲について、上記と同様の改正を行う。

・信用金庫法施行規則の一部改正（3 条）

信用金庫、信用金庫連合会及び信用金庫代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用について上記 1 と同様の改正を行い、信用金庫及び信用金庫連合会の業務範囲及び子会社の範囲について上記 2 及び 3 と同様の改正を行う。

・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正（4 条）

信託兼営金融機関が行う特定信託契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用について、下記 1 と同様の改正を行う。

．協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正（５条）

信用協同組合、信用協同組合連合会及び信用協同組合代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用について上記 １と同様の改正を行い、信用協同組合及び信用協同組合連合会の子会社の範囲について上記 ３と同様の改正を行う。

．保険業法施行規則の一部改正（６条）

１．「投資性の強い保険」に対する規制の横断化

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う業務に関して金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用対象となる保険契約（「特定保険契約」）の範囲は、変額保険・年金（運用実績連動型保険契約など、運用財産を特別勘定で経理するもの）、解約返戻金変動型保険・年金（解約返戻金の額が金利等の変動により保険料の合計額を下回るリスクのあるもの）及び外貨建て保険・年金（保険契約者が事業者であっててん補すべき損害額を外国通貨をもって表示する外貨建て損害保険契約を除く。）とする（改正案 234 条の 2）。

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う特定保険契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結前の書面交付義務に関して、現行の監督指針で規定されている「契約概要」「注意喚起情報」等との関係を踏まえて記載事項を整理する（改正案 234 条の 23）。

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う特定保険契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結時等の書面交付義務に関して、保険証券等の記載事項を勘案して整理を行う（改正案 234 条の 24）。

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う特定保険契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘局面の禁止行為について、保険契約の締結又は保険募集に関する一般的禁止行為と同内容及び保険募集人等である銀行等に係る禁止行為（信用を供与して変額保険・年金を販売する場合におけるリスク説明・同意取得義務）を定めるほか、契約締結前交付書面等の交付に際し、リスク情報等について顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明をしないこと等を追加する（改正案 234 条の 26）。

保険会社等、外国保険会社等及び保険仲立人が行う特定保険契約に関する業務について準用する金融商品取引法の特定投資家制度について、移行の申出等の単位となる「契約の種類」は、特定保険契約等の 1 種類とする（改正案 234 条の 3）。

その他、保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う特定保険契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令案（仮称）」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

2. 生命保険会社等が行う保険金信託業務

生命保険会社等が行う保険金信託業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用について、下記 1 と同様の改正を行う（改正案 52 条の 13 の 2 等）。

3. 保険会社の業務範囲

上記 2 と同様の改正を行う（改正案 52 条の 3 ）。

4. 保険子会社の範囲

上記 3 と同様の改正を行う（改正案 56 条・56 条の 2 ）。

信託業法施行規則の一部改正（7 条）

1. 「投資性の強い信託」に対する規制の横断化

信託会社が行う業務に関して金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用対象となる信託契約（「特定信託契約」）の範囲は、一定の信託（公益信託、元本補てん型信託等、管理型信託及び物・権利の管理・処分信託）以外の信託に係る信託契約とする（改正案 30 条の 2 ）。

信託会社が行う特定信託契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結前の書面交付義務に関して、同一内容の特定信託契約について契約締結前交付書面を交付している場合で、当該顧客から交付を要しない旨の意思の表明があった場合等は、契約締結前交付書面の交付を要しないこととする（改正案 30 条の 21 ）。

信託会社が行う特定信託契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘局面の禁止行為として、信託の引受けに係る一般的禁止行為と同内容を定めるほか、契約締結前交付書面の交付に際し、リスク情報等について顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明をしないこと等を追加する（改正案 30 条の 23 ）。

信託会社が行う特定信託契約に関する業務について準用する金融商品取引法の特定投資家制度について、移行の申出等の単位となる「契約の種類」は、特定信託契約の 1 種類とする（改正案 30 条の 3 ）。

その他、信託会社が行う特定信託契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令案(仮称)」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

2. その他

信託受益権販売業に関する規定を削除するなど、所要の規定の整備を行う。

. 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正 (9条)

信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業の範囲について、上記 2 と同様の改正を行う。

. その他 (附則)

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結前の書面交付義務(上記 1)等に関する経過措置として、以下を定める(附則2条~4条等)。

イ 施行後3月以内に外貨預金等に関する契約を締結する場合には、当該期間内に外貨預金等書面を交付すること及び顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思表示があることを条件として、契約締結前の書面交付義務を適用除外すること。

ロ 銀行は施行日前においても外貨預金等書面を交付できること。

ハ 施行日前に契約締結前交付書面に相当する書面を交付した場合であっても、それを有効な契約締結前交付書面の交付とみなして、契約締結前の書面交付義務の適用除外規定を適用すること。

信託会社が行う特定信託契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結前の書面交付義務(上記 1)に関する経過措置として、施行日前に契約締結前交付書面に相当する書面を交付した場合であっても、それを有効な契約締結前交付書面の交付とみなして、契約締結前の書面交付義務の適用除外規定を適用することを定める(附則17条等)。

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（仮称）の概要

1 本の命令（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成 14 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令 1 号））について、所要の改正を行う。

金融商品取引業者営業保証金規則案（仮称）【新設】の概要

. 営業保証金に係る権利の実行の手続（1条～12条）

金融商品取引業者と契約を締結した顧客は、当該契約により生じた債権に関し、当該金融商品取引業者に係る営業保証金について他の債権者に先立ち弁済を受ける権利の申立てを行うことができる。当該申立て、当該権利を有する他の者からの申出、意見聴取会を通じた当該権利の調査及び配当の実施の手続等について、所要の事項を定める。

. 営業保証金の取戻し（13条・14条）

金融商品取引業者が、金融庁長官の承認を受けて、その供託した営業保証金の全部又は一部の取戻しをする場合の手続について、所要の事項を定める。

. その他（15条～17条）

その他所要の事項を定める。

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則 の廃止等に関する命令案（仮称）の概要

. 廃止対象（1条）

以下の2本の命令を廃止する。

投資顧問業者営業保証金規則（昭和61年法務省・大蔵省令1号）

信託受益権販売業者営業保証金規則（平成16年内閣府・法務省令3号）

. 営業保証金の取戻し等（2条～15条）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律66号）の規定に基づき営業保証金の取戻しをしようとする者は、所要の事項を官報に公告しなければならないこととする（2条・3条）。

の営業保証金の取戻しをしようとする場合における意見聴取会を通じた当該権利の調査、配当の実施等の手続等について、所要の事項を定める（4条～12条）。

その他、営業保証金の取戻しの手続等について、所要の事項を定める（13条～15条）。

. その他（附則）

1本の命令（外国証券会社営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成10年総理府・法務省・大蔵省令3号））を廃止する。

疑わしい取引の届出の方法等に関する命令等 の一部を改正する命令案（仮称）の概要

. 改正対象

以下の3本の命令の一部を改正する。

疑わしい取引の届出の方法等に関する命令（平成11年総理府・法務省令1号）

一般振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省令1号）

社債等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令5号）

. 疑わしい取引の届出の方法等に関する命令の一部改正（1条）

金融商品取引業者又は特例業務届出者が疑わしい取引の届出を行う場合の規定について、所要の改正を行う。

. 一般振替機関の監督に関する命令及び社債等の振替に関する命令の 一部改正（2条・3条）

投資法人制度において短期投資法人債が導入されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

特別振替機関の監督に関する命令の一部を
改正する命令案（仮称）の概要

1本の命令（特別振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省・財務省令1号））について、投資法人制度において短期投資法人債が導入されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

投資者保護基金に関する命令等の一部を改正する命令案（仮称）の概要

以下の2本の命令について所要の改正を行う。

投資者保護基金に関する命令（平成10年大蔵省令125号）

銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成13年内閣府・財務省令10号）

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令案（仮称）の概要

1 本の命令（中小企業等協同組合法施行規則（平成 19 年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令 1 号））について、共済事業を行う協同組合又は協同組合連合会及び共済代理店が行う特定共済契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用に関し、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案（仮称）」による改正後の「保険業法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令案（仮称）の概要

. 改正対象

以下の3本の命令の一部を改正する。

労働金庫法施行規則（昭和57年大蔵省・労働省令1号）

労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成6年大蔵省・労働省令1号）

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成13年内閣府・厚生労働省令6号）

. 労働金庫法施行規則の一部改正（1条）

労働金庫、労働金庫連合会及び労働金庫代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、労働金庫及び労働金庫連合会の業務範囲並びにこれらの子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案（仮称）」による改正後の「銀行法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業 に関する命令等の一部を改正する命令案（仮称）の概要

．改正対象

以下の5本の命令の一部を改正する。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令1号）

漁業協同組合等の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令2号）

農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令16号）

農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成6年大蔵省・農林水産省令1号）

農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令（平成14年内閣府・農林水産省令1号）

．農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正（1条）

信用事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会及び特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、信用事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務範囲並びにこれらの子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案（仮称）」による改正後の「銀行法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

．漁業協同組合等の信用事業に関する命令の一部改正（2条）

信用事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会、信用事業を行う水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会及び特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、並びに信用事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会及び信用事業を行う水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案（仮称）」による改正後の「銀行法施行

規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

・農林中央金庫法施行規則の一部改正（3条）

農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、農林中央金庫の業務範囲及びその子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案（仮称）」による改正後の「銀行法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する
同法第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する
身分を示す証明書の様式を定める命令案（仮称）【新設】の概要

商品投資に係る事業の規制に関する法律 37 条において準用する同法 30 条 1 項の規
定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める。

商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令
を廃止する命令案（仮称）の概要

1 本の命令（商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令（平成4年大蔵省・農林水産省・通商産業省令1号）を廃止する。

商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理
に関する命令案（仮称）【新設】の概要

商品投資契約に基づいて出資された財産の管理について、所要の事項を定める。

商品投資販売業者の業務に関する命令を廃止する命令案（仮称）の概要

1 本の命令（商品投資販売業者の業務に関する命令（平成4年大蔵省・通商産業省令1号）を廃止する。

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令案（仮称）の概要

. 金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用

不動産特定共同事業についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用に関し、「金融商品取引業等に関する内閣府令案（仮称）」の規定も踏まえ、所要の事項を定める（改正案 19 条の 2、19 条の 3）。

. 契約成立前交付書面の記載事項

契約成立前交付書面に記載する事項として、対象不動産に関する事項を加える（改正案 20 条）。

. 行為規制の適用除外対象者

不動産特定共同事業者に係る行為規制が適用除外されることとなる不動産特定共同事業の相手方又は事業参加者として、認可宅地建物取引業者等を加える（改正案 31 条）。